

# 上和田住宅 取壊し工事（第1工区）

## 図 面 目 録

番 号	図 面 名 称	縮 尺	番 号	図 面 名 称	縮 尺
0	図面目録		11	住戸（11・13号棟共通）撤去構造図（参考）	1/20 1/100
1	取壊し工事特記仕様書1	NS	12	住戸ポンプ棟撤去図	1/100
2	取壊し工事特記仕様書2	NS	13	住戸自転車置場撤去図	1/100
3	付近見取図・全体配置図	1/500	14	外構撤去参考詳細図1	NS
4	撤去配置図（既存住戸棟解体）	1/300	15	外構撤去参考詳細図2	NS
5	撤去後配置図（既存住戸棟解体後）	1/300	16	外構撤去参考詳細図3	NS
6	住戸（11・13号棟共通）撤去平面図1	1/100	17	仮設計画図（参考）	1/300
7	住戸（11・13号棟共通）撤去平面図2	1/100	18	雨水配管撤去図	1/300
8	住戸（11・13号棟共通）撤去立面図	1/100	19	給排水仮設・撤去図	1/300
9	住戸（11号棟）撤去立面図	1/100	20	電気撤去図	1/300
10	住戸（13号棟）撤去立面図	1/100	21	電気切回し図	1/300

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事（積算）番号：H26Q12J01010

課 長	主 幹	課長補佐	主 査	担 当

取壊し工事

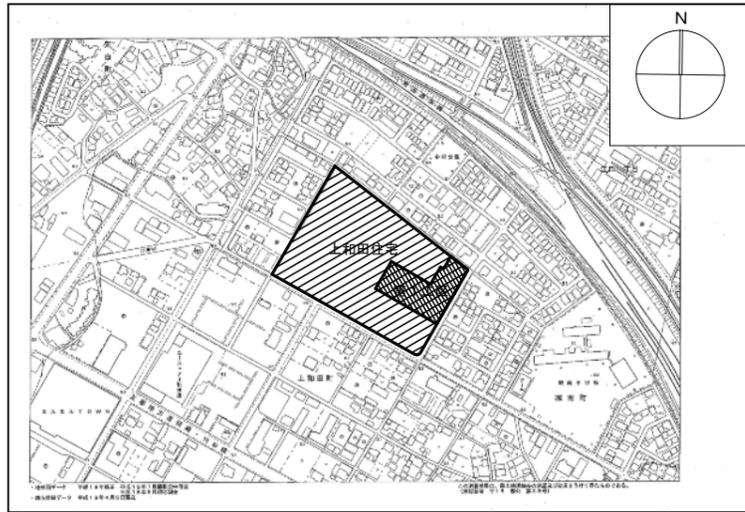
項目	特記事項
【取壊し工事】	■総則編 1章 一般共通事項■
1.1.1 共通仕様書の適用範囲	A. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない項目は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版） 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工品質管理要領 6) 国土交通省大臣官房官庁宮繕部監修 建築物解体工事共通仕様書（平成24年版） B. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。
1.1.3 設計図書の適用	* 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書（2)から5)に対するもの） 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）
1.1.5 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」（平成23年4月1日適用）に定めるところによる。 (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/sekkeihennkouyouryou.pdf)
1.1.10 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督員へ提出する。
1.2.1 施工管理	「工事監理ガイドライン」（平成21年9月1日策定 国土交通省住宅局建築指導課）： ・適用する ※適用しない * 適用に当たっては、「工事監理ガイドライン」4.（1）確認項目及び確認方法の例示一覧（別紙）に、確認項目として掲げられた工事内容のうち、「具体的な確認方法」欄に品質管理記録により確認するものについて、（2）留意事項に留意し、品質管理の記録を監督員に提出し確認を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた確認項目については、この限りでない。 * 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第318号国土交通省総合政策局建設業課長通知）によるものとする。
1.2.5 電気保安技術者	・適用する ※適用しない
1.2.7 施工中の環境保全等	* アスベスト除去工事の有無にかかわらず、下記の粉じん濃度測定を行う。ただし、吹付けアスベスト除去工事がある場合は、下記によらず別途指定する。 1) 測定方法は「JIS K3850-1空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法とし、測定機関は都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 2) 測定場所は敷地境界の4方向各1点とし、測定時期は原則として作業前及び作業中の2回とする。 3) 測定結果は速やかに監督員に報告する。作業中の濃度測定において、測定値が10E/1を超えた場合は作業を中止して、その発生源を特定して必要な粉じん飛散防止措置を講じた後、監督員の承諾を得て作業を再開することができる。工事を再開した場合は、再度測定を行い、速やかに監督員に報告する。
1.2.14 発生材の処理等	1. 大気汚染防止法の改正（平成26年6月1日施行）に基づき、適正に対応すること。 2. 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物： ・有（処理方法： ） ※ 無 現場において再利用を図るもの： A. 引渡しを要するものは、監督員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーキング 平成元年以前の建築物：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督員と協議の上、確認すること。 B. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html を参照。）に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて（工事完了時に）、「リサイクルガイドライン」により次の計画書（実施書）を監督員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データと併せて提出する。 1) 再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1) 2) 再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2) 3) 建設廃棄物処理計画書(実施書)(様式7) * マニフェスト集計表を作成し、監督員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（tまたはm）、マニフェスト返却日（B2票、D票、E票）が記載され、受注者の社印を押したものとする。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理する。 * フロン類は、下記の「フロン類回収仕様（平成15年4月1日）」により処理する。 1) フロン類は、機器撤去及び冷媒更新時に全量回収すること。なお、フロン類を全量本体内に封入できる場合には、機器を撤去・搬出した後に回収作業を行ってもよい。 2) フロン類の回収は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づいて行うこと。なお、圧力区分は同施行規則によること。 3) フロン類の回収は、第1種フロン類回収業者登録事業者によって行うこと。 4) 回収したフロンは、「愛知県フロン保管センター<愛知県フロン回収・処理推進協議会指定>」のほか、「回収冷媒管理センター<(社)日本冷凍空調設備工業連合会認定>」もしくは「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン破壊法）の規定に基づき許可を受けたフロン類破壊施設」に運搬すること。 5) フロン類回収報告書をもって報告すること。 6) 報告書には、以下の項目を明記すること。 工事名、受注業者、第1種特定製品の種類及び台数、冷媒の種類・充填量・回収量、回収業者（登録番号）、回収場所、作業責任者、作業日時（開始・終了） また、必要図面及び回収作業・吸引圧力等の確認ができる写真を添付する。ただし、家電リサイクル法に基

平成26年7月1日改訂

項目	特記事項		
再資源化	づき、フロン類を本体に封入したまま、機器本体をメーカー等に引き渡した場合は、機器の送致を確認できる資料のみを報告する。 7) この仕様書において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン(CFC)及びハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)のうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）第2条第1項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項第4号に掲げる物質をいう。 C. 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他 [ ] * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kenchiku-tebiki23.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html		
分別収集 再生資源の利用	D. 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 E. リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」（http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/top/nyou/sossenriyou.pdfを参照。）を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 次の資材のうち、「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAグループの資材は、あいくる材の認定資材を使用する。 ①再生加熱アスファルト混合物 ②再生路盤材 ③コンクリート二次製品 ④舗装用ブロック ⑤再生硬質塩化ビニル管 ⑥PET製小口径ます用のふた ⑦堆肥・植栽基盤材 ⑧間伐材利用の工事用看板 ①の使用箇所：敷地内アスファルト舗装 ②の使用箇所：砂利地業、敷地内舗装の路盤 ③の使用箇所：屋内・屋外の硬質塩化ビニル管使用箇所 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データと共に監督員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書（様式8） 2) あいくる材使用実績集約表（様式9） * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html		
1.3.1 足場、その他	2. 位置する足場、桟橋、リフト等の設置： ・ 建築工事 ※ 本工事 ・ 別契約工事 足場：（幅： ・ 0.6 ・ 0.9 ・ 1.2 m ○ 図示）手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版）」の総則編1.3.1足場、その他の2の規定にかかわらず、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等を設置する。 3. 仮囲い：※設置する ・ 設置しない 仮囲いの構造：○成型鋼板（高さ：3.0m） ※解体養生シート（高さ：※3.6 ・ 5.4 m） 仮囲いの位置：図面による 4. 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：		
1.3.4 監督員事務所	・ 設ける ※ 設けない A. 規模： ・ 10 ※ 20 ・ 35 ・ 65 ・ 100 m <sup>2</sup> 程度 B. 標準仕上げ C. 設備、備品等 * 監督員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。		
1.3.5 受注者事務所その他	1. 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督員の承諾を受ける。 3. 建築物等の解体作業時における石綿ばく露防止対策等の掲示：※実施する ・ 実施しない * 厚生労働省愛知労働局ホームページ（http://www2.aichi-rodou.go.jp/jyoho/docs/eiseika/asbestos/asbestos05.html）等にて確認の上で実施する。		
1.5.1 環境への配慮	A. 「愛知県公共建築グリーン整備基準」（平成19年版）： ※適用する（評価シートの作成： ・ する ・ しない） ○ 適用しない B. 「愛知県環境物品等調達方針」（http://www.pref.aichi.jp/0000009402.htmlを参照。）別記2（22）に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。		
1.5.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。		
1.8.1 工事の記録	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン（案）」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準（案）」（http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/cals/nouhin/を参照。）に基づく。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD-R又はDVD-R）2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、請負者協議の上、決定する。		
	株式会社 丹羽英二建築事務所 上和田住宅取壊し工事(第1工区) 図面番号 一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁 縮尺 取壊し工事特記仕様書 1 No. 1		
検 図	製 図	設 計 H26年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課

項目	特記事項														
1.8.4 完成図その他 常備図書 建設業退職金共済制度 施工体系図の掲示 各種調査への協力 工事中の安全管理 工事コスト調査の協力 特定住宅瑕疵担保責任 工事費内訳明細書 工事下請負届 騒音・振動対策 排出ガス対策型建設機械 貨物自動車等の車種規制 特定特殊自動車の燃料 工事の下請負 施工体制 現場代理人	<p>F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。</p> <p>1) 着工前：工事に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物の現況を撮影する。</p> <p>2) 工事中：①右図（参考図）に示す黒板に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 ②監督員の指示により、適宜提出する。</p> <p>3) 完成時：工事着工前に撮影した地点と同一地点から、敷地全景を撮影し、着工前写真と共に提出する。</p> <p>※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>件名</td> <td></td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">600程度</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">撮影年月日</td> <td style="text-align: center;">450程度</td> </tr> </table> <p>* 工事完了前に、整地後地盤高（5m間隔で測定）及び地下埋設物、管閉塞位置等を記入した敷地完成図面を、A1判又はA2判で作成し、監督員に提出する。</p> <p>* 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔平成25年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。） 建築物解体工事共通仕様書〔平成24年度版〕</p> <p>* この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。</p> <p>* 請負金額が500万円以上の工事については、1次下請総額の如何に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。ただし、下請負に付さない工事、当初請負金額が500万円未満で、変更後500万円以上となる工事を除く。</p> <p>* 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力を行うこと。</p> <p>* 工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海、東南海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。</p> <p>* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。</p> <p>* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない</p> <p>* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書の提出： ・要する ※要しない</p> <p>* 低入札価格調査対象工事（施工体制台帳の提出が義務づけられている工事は除く）においては、下請負契約書（写）を添付すること。</p> <p>* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：</p> <p>* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））</p> <p>貨物自動車等の車種規制 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/faq/)</p> <p>* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p> <p>* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</p> <p>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。</p>	件名		600程度	名称		位置		工程		備考		撮影年月日		450程度
件名		600程度													
名称															
位置															
工程															
備考															
撮影年月日		450程度													
25.1.2 除却工事の範囲	除却工事の範囲：図面による														
25.3.2 騒音・粉じん等の対策	1. 騒音・粉じん等の対策方法：図面による 工事中は、粉じん等の飛散を防止するため十分な散水を行うこと。 2. 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲、高さ等：図面による														
25.4.3 事前措置	槽内の汚水、汚物の事前措置：※25.4.3(8)による ・ ( ) ・ 図面による														
25.4.14 杭	・撤去（解体）する（工法：※引抜き工法 ・ 破砕する） ※残置する（位置は図示による） 引抜き工法により解体する場合、引抜きできない杭が発生した時は、監督員と協議する。 引き抜いた杭の処理： ※分別解体する ・ ( )														
25.4.15 構内舗装等	既存樹木 ※伐採、抜根 ・ 移植（移植するもの、移植先： ( ) ） ・ 図示による														
25.4.16 地下埋設物及び埋設配管	※図示のものを撤去する ・ 残置する（位置、種別等は図示による） 図示以外の埋設物、埋設配管等の存在を確認した場合は、監督員と協議する。														
25.5.3 建設廃棄物の処理計画	分別収集 ・ しない ※する 「リサイクルガイドライン別表3」による														

項目	特記事項		
25.5.7 再資源化等	3. (1) 蛍光灯及びHIDランプ ・ 再資源化する ※ 再資源化しない (2) 高湿ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ 再資源化する ※ 再資源化しない (3) ガラス ・ 再資源化する ※ 再資源化しない 4. 木材を指定建設資材廃棄物として縮減 ※しない（再資源化施設へ搬出） ・ する 6. 建設廃棄物を再資源化し、現場で利用 ・ する ( ) ・ しない		
25.5.8 産業廃棄物広域認定制度	産業廃棄物の広域的処理に係る特例により建設廃棄物を処理 ・ する ※しない		
25.5.9 再資源化完了報告書等	建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督員に「再資源化等報告書」を提出すること。		
25.5.11 注意を要する建設廃棄物	処理に注意を要する建設廃棄物の処理 ※図示による ・ ( ) ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理 ・ 製造業者に回収を委託 ・ 管理型最終処分場で埋立処分 25.5.11 3(1)、(2)以外のせっこうボードの処理 ※25.5.11 3(3)(イ)による ・ 25.5.11 3(3)(ロ)による		
25.6.5 特別管理廃棄物の処分	種類 ( ) 処分 ( )		
25.6.7 PCBを含む機器類	撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して公営住宅課に提出する。 微量PCBの分析調査 ・ 行う ※行わない		
25.6.8 PCB含有シーリング材	次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーキング 平成元年以前の建築物：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督員と協議の上、確認すること。		
25.6.9 廃油	廃油の処分 ※焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・ ( )		
25.6.10 廃酸・廃アルカリ	廃酸・廃アルカリの処分 ※中和処理、焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・ ( )		
25.6.11 ダイオキシシン類	サンプリング調査 ・ 行う ※行わない 廃棄物の焼却施設 解体方法 ※図示による ・ ( ) 処分方法 ※図示による ・ ( )		
＜アスベスト建材の除去等＞			
25.7.1 適用範囲	大気汚染防止法の改正（平成26年6月1日施行）に基づき、適正に対応すること。 建築設備に使用されているアスベスト含有建材の処理 ( )		
25.7.2 施工調査	アスベスト含有分析調査 ○行わない ・ 行う ( )		
25.7.3 アスベスト粉じん濃度測定	1. アスベスト粉じん濃度測定 ※行う（図面による） ・ 行わない		
25.7.5 石綿作業主任者	石綿作業主任者技能講習修了者または平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から石綿作業主任者を選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。		
25.7.7 保護衣、作業衣	監督員及び検査員等の保護具、保護衣、作業衣等は請負者が無償で提供すること。		
25.7.11 アスベスト吹付材除去	2. 工法 (1) 除去工法 ※25.7.11 2(1)(イ)～(ニ)による ・ ( ) (2) 除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止措置 ※湿潤化 ・ 固定化 3. 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等 (4) アスベスト含有吹付け材の処分 ・ 25.7.11 3(4)(イ)による ・ 25.7.11 3(4)(ロ)による		
25.7.12 アスベスト保温材除去	25.7.11「アスベスト含有吹付材の除去」の2. 3による		
25.7.13 アスベスト成形板除去	3. 除去したアスベストの保管、運搬、処分等 (4) アスベスト含有成形板の処分 ・ 25.7.13 3(4)(ロ)(i)による ・ 25.7.13 3(4)(ロ)(ii)による		
＜特殊な副産物の処理＞			
25.8.3 施工調査	分析調査 ・ 行う ・ 行わない		
25.8.6 特殊な副産物の回収等	種類、回収及び処分 ( )		
25.8.11 特定化学物質	撤去時のフロン等の取扱いは、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づいて行うこと。		
＜その他＞			
1) 杭引き抜きや構造物基礎などの解体、撤去後の処理について：図面による 解体、撤去の完了時に、監督員の立会い、確認を受けること。 2) 災害及び公害の防止：次の届出を請負者にて行う 特定施設の設置の届出（騒音規制法第6条、振動規制法第6条）、 騒音発生施設又は振動発生施設の設置の届出（愛知県公害防止条例第20条第2項）、 特定建設作業の実施の届出（騒音規制法第14条、振動規制法第14条） 3) 解体後の整地工事完了時の掘削等による確認 ※適用する（確認方法等：図示又は監督員の指示による） ・ 適用しない * 水道メーター、ガス、電気メーターについては、工事着手前に監督員の指示を受ける。 * 特別管理産業廃棄物の搬出時には、監督員の立会いを受ける。			
株式会社 丹羽英二建築事務所			
上和田住宅取壊し工事(第1工区)			
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁			
取壊し工事特記仕様書2			
No. 2			
検図	製図	設計 H26年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課

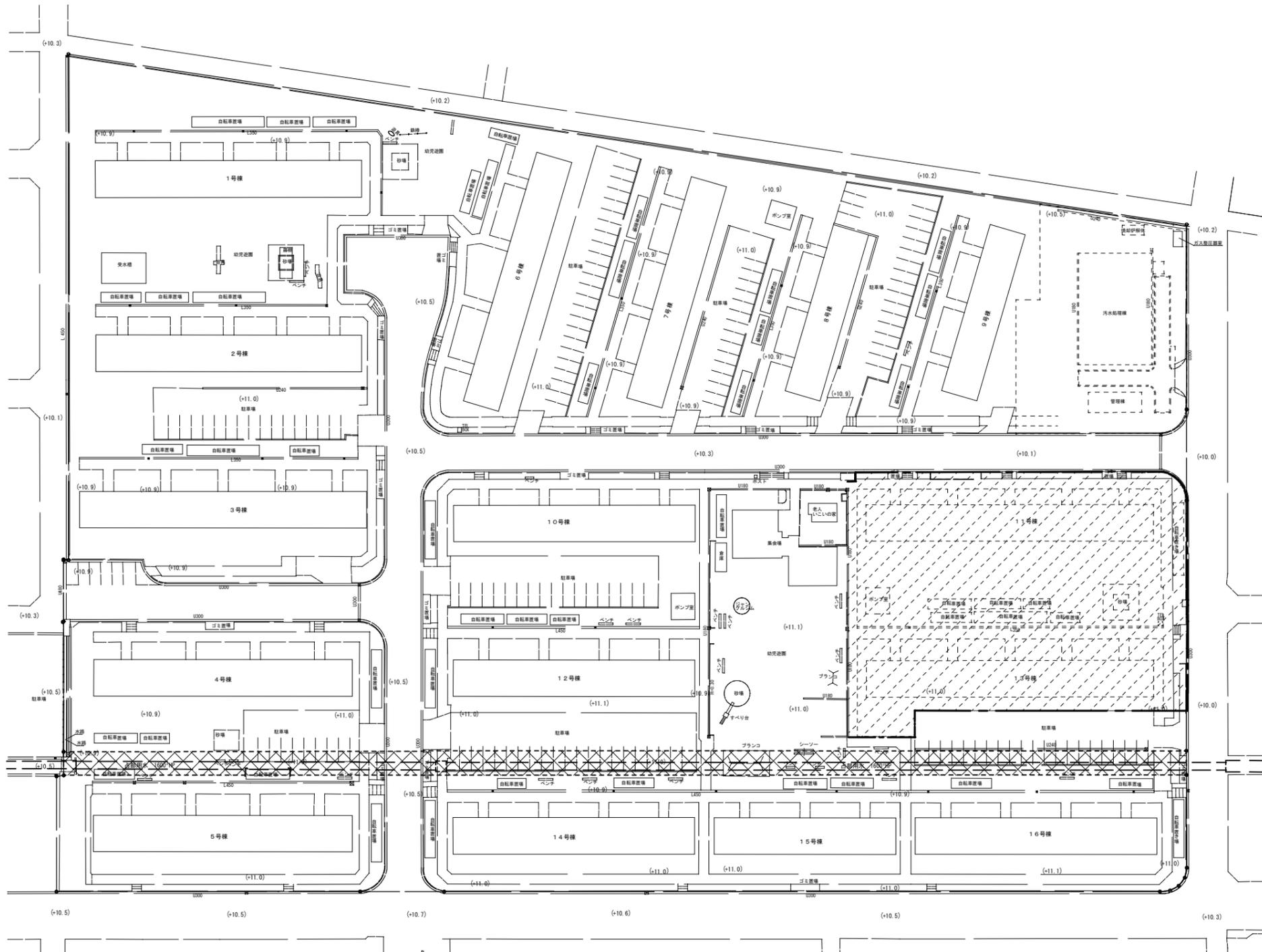


付近見取図 S=1:5,000

■工事概要

工事場所	愛知県岡崎市上和田町地内		
解体内容			
解体建物概要	構造・規模	延べ面積	備考
11号棟(住戸棟)	鉄筋コンクリート造 5階建て	2596.50 m <sup>2</sup>	公有財産台帳面積: 2417.60m <sup>2</sup>
13号棟(住戸棟)	鉄筋コンクリート造 5階建て	2596.50 m <sup>2</sup>	公有財産台帳面積: 2417.60m <sup>2</sup>
住戸ポンプ棟	鉄筋コンクリート造 1階建て	25.95 m <sup>2</sup>	
自転車置場1~6・8	鉄骨造 1階建て	130.8 m <sup>2</sup>	
汚水処理場	鉄骨造 1階建て	341.67 m <sup>2</sup>	別途工事
汚水処理管理棟	鉄筋コンクリート造 1階建て	44.00 m <sup>2</sup>	別途工事
汚水処理場横建物	コンクリートブロック造 1階建て	5.30 m <sup>2</sup>	別途工事
焼却炉	コンクリートブロック造 1階建て	9.40 m <sup>2</sup>	別途工事
その他付属物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・範囲内のアスファルト及びコンクリート舗装、現場打ち側溝、地先境界ブロック、樹、車止め標識、フェンス(基礎共)、コンクリート壁(敷地周囲土留めを除く)等上部構造物全て</li> <li>・電柱・防犯灯等は電気撤去図による。</li> <li>・埋設配管等は、給排水撤去図及び雨水配管撤去図による。</li> </ul>		

- 特記事項
1. 工事範囲内の建物、工作物、側溝、舗装、地先ブロック、フェンス、給排水管、ガス管、土留め、樹木等で図示したもの、及びその基礎は全て撤去の上、整地すること。ただし、埋設管の取扱いには特に注意し、経路等を現地調査の上撤去すること。
  2. 工事範囲内の地表面にある工作物等は、原則として全て撤去すること。ただし、残置すると図示したものは除く。
  3. 取壊し建物に係る電力・電話引込線撤去に伴う、各電力・電話会社への必要な申請やその他施工に必要な官公庁等への手続きは請負者にて行うこと。また、支障物件については関係者に確認後施工すること。
  4. 設備関係のメーター、ブレーカー及びガスメーター等で残っているものは工事着手後監督員の指示によること。またそれぞれの取扱いについては、各事業者と調整すること。
  5. 既設撤去側溝及び管の端部は全て閉塞すること。
  6. 工事施工中、雨水等により土砂が工事範囲外へ流出しないよう措置すること。
  7. 大型車両の工事現場への出入り時は、交通整理員等をゲート出入口に配置すること。
  8. ゲート前に高圧洗浄機を配置し、周辺環境を汚さないこと。
  9. 境界杭等は現場発生すること。撤去復旧等必要な場合は監督員と協議すること。
  10. 各住戸の便所、汚水管は清掃、消毒の上撤去すること。
  11. 大気汚染防止法(平成26年6月1日改正施行)に基づき、特定工事に該当するか否かの事前調査を行い、発注者へ調査結果等を書面で説明すること。
  12. 工事着手前にアスベスト成形板使用箇所を確認すること。
  13. 工事着手前に各住戸内や工事範囲内の確認を行い、残置物があつた場合は速やかに監督員に棟番号、住戸番号、残置物の種類、数量等をまとめ報告すること。また、監督員の指示により分別集積を行うこと。
  14. PCB調査は、家電メーカーに問合せ、結果を監督員に報告し適切に処分すること。
  15. 蛍光灯の処分については、適正な処理が可能な処理施設へ排出し処理すること。
  16. 建物解体時には、粉塵等の飛散を防止するため、十分な散水等を行うこと。
  17. 工程及び工事時間については監督員と協議すること。なお、工程や工事時間を調整して騒音・振動を低減できるよう努めること。
  18. 解体工事完了後(整地前)に、撤去対象物周辺を横断的に掘削し、監督員の確認を受けること。なお、掘削位置は監督員と協議すること。掘削深さ: 基礎下1m、掘削長さ: X方向、Y方向の両端部からそれぞれ+1m。監督員から上記以外に掘削について指示があればその指示に従うこと。
  19. 解体工事完了後(整地後)に、敷地レベル、杭の残置位置及び杭頭の高さを測量し竣工図に記載すること。敷地レベルの測定ピッチは5mとし、報告は紙及びCADデータで行うこと。
  20. 躯体の解体は、量、内装はがし等の状況及び分別状況を監督員が確認した後で実施すること。
  21. 廃棄物の現場外搬出をする時は、以下の事項を厳守すること。
    - ・廃棄物の各品目について、最初の1台について追跡調査を実施すること。
    - ・廃棄物の各品目について、10台に1台の割合で積載状況及び車両(車番)の写真を撮影すること。
  22. 発注者が中間検査を求めたときは、適切に対応すること。
  23. 工事着手に先立ち建築基準法第15条に基づく届出を行うこと。
  24. 工事期間中及び工事完了後に、近隣建物や道路に損害を与えた場合や苦情等が発生した場合は、請負者の責任において速やかに復旧、補修等の適切な処置をとり、速やかにその経緯や状況を監督員に報告すること。
  25. 解体工事の埋戻しは公共住宅建設工事共通仕様書3.2.3を準用し、本体建設工事に支障のないようにすること。
  26. 本工事に於いて、矢作川沿岸水質保全対策協議会に対し、下記事項(1~7)を厳守し、事前打合せをした上で手続き等を速やかにすること。
    - (1) 工事地は、防災施設を設置し、汚濁水を流出させないこと。
    - (2) 降雨時は、工事を一時中止し、適切な措置を講ずる事。
    - (3) 工事施工前に、水質汚濁防止に関する施工計画書及び誓約書を監督員承諾後、
    - (4) 工事地は、防災管理責任者を常駐させる事。
    - (5) 工事が原因で下流利水者に被害を及ぼした時は、速やかに補償する事。
    - (6) 道路沿いの擁壁のない部分は、汚濁水が流出しないような処置をする事。
    - (7) 工区内の沈砂池及び工区周囲のU字溝、道路は施工者により、常に綺麗な状態を保つように定期的な点検及び清掃をする事。
    - (8) 施工に先立ち沈砂池の設置をすること。
  27. 取壊し工事前後に占部用水への影響を調査し、内部写真を撮影の上、監督員に報告すること。
  28. 水道の引込撤去に係る水道メーターの撤去は、水道局に返却とし、その他は本工事とする。水道の遠隔メーター及び集中検診盤の撤去は、本工事とする。
  29. 岡崎市の給水本管等、本工事敷地内に敷設されている管等について、工事着手前に位置等を確認の上、その養生方法を適切に計画して、工事を進めること。
  30. 大型車両の工事現場への出入り時は、出入口に交通整理員を配置すること。また、住宅構内道路を使用する場合、必要に応じて自治会等に事前連絡をし、住民に周知すること。



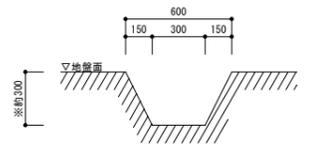
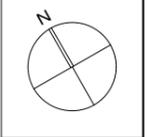
全体配置図 S=1:500

... 解体・撤去範囲  

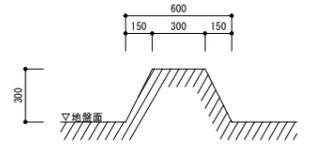
 (+11.0) ... 現況レベル

株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅取壊し工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	付近見取図・全体配置図	縮尺 A1: 1/500 A3: 1/1000 No. 3
検 製 設 図 図 計	平成26年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課

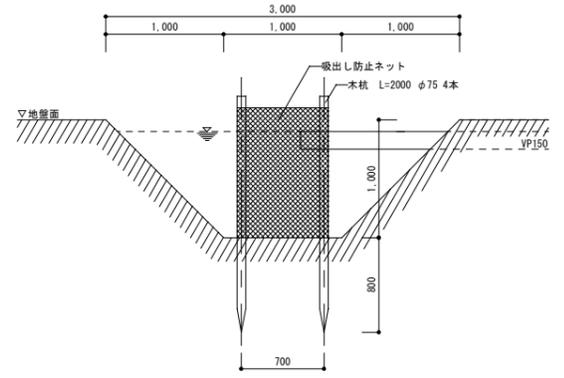




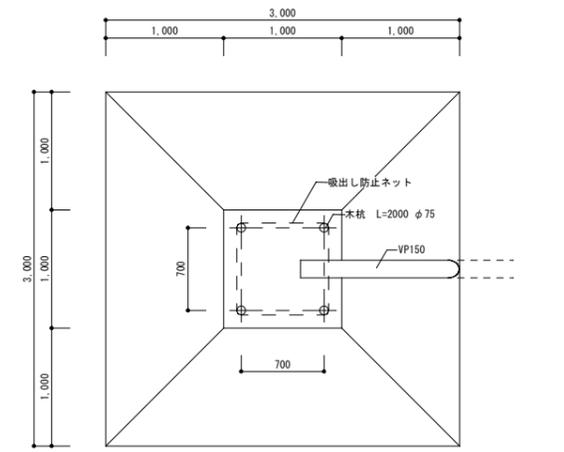
素掘り側溝詳細図 S=1:20  
※水勾配に注意し素掘り側溝深さを調節すること。



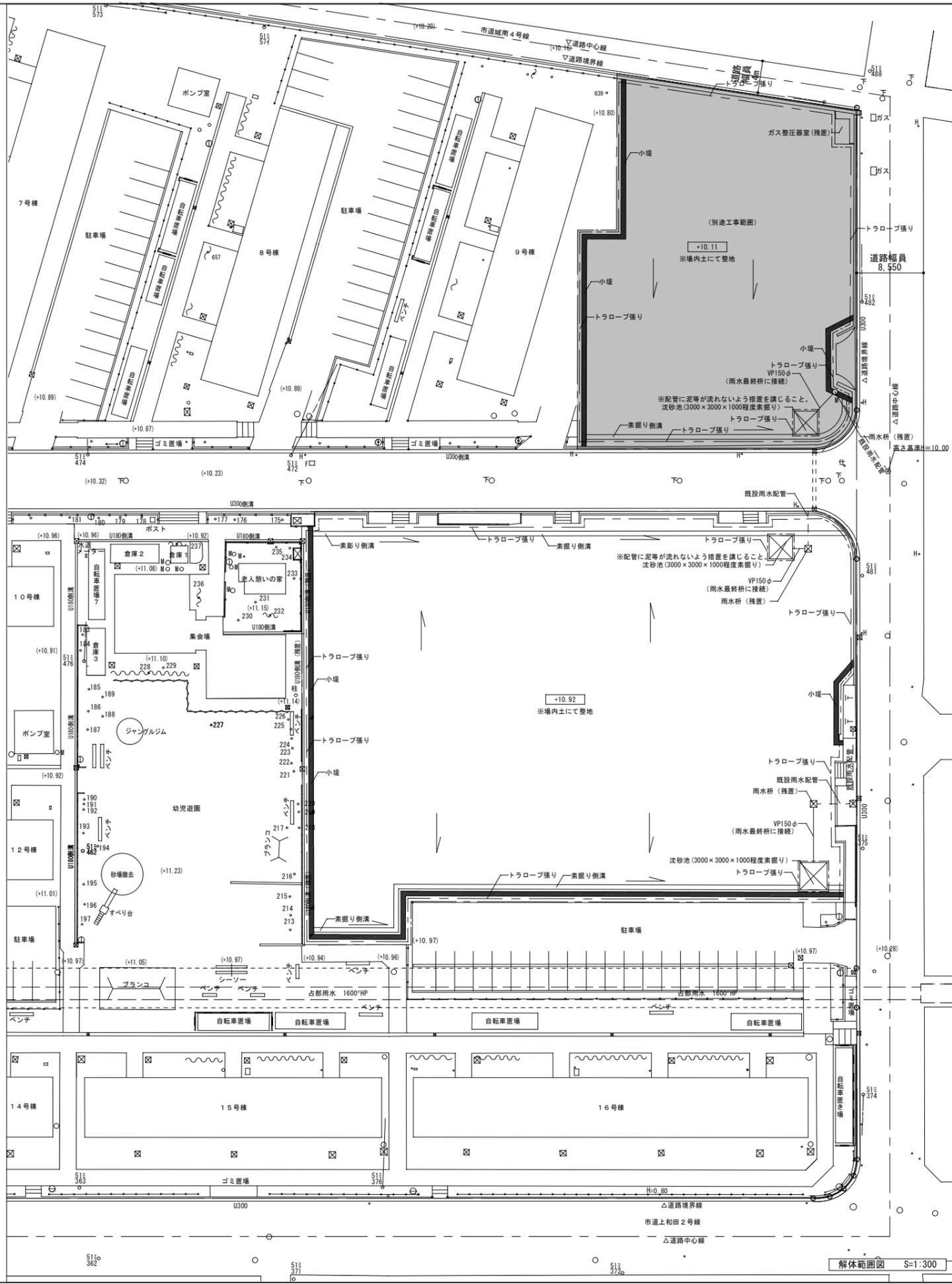
小堤詳細図 S=1:20



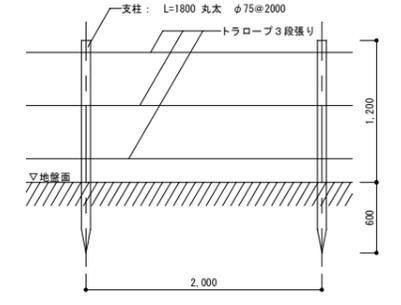
沈砂池断面図 S=1:30



沈砂池平面図 S=1:30



解体範囲図 S=1:300



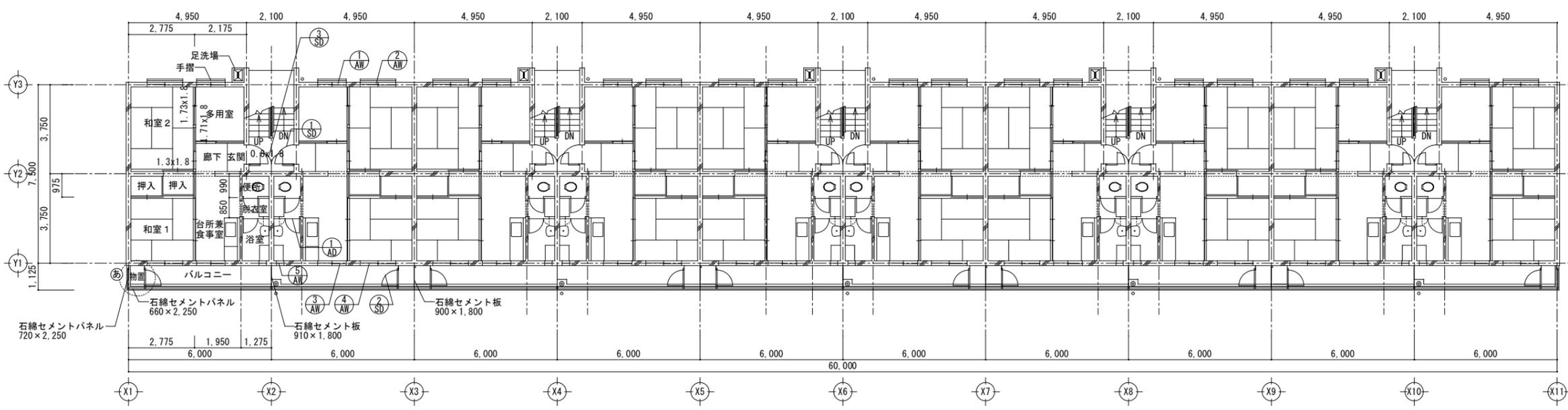
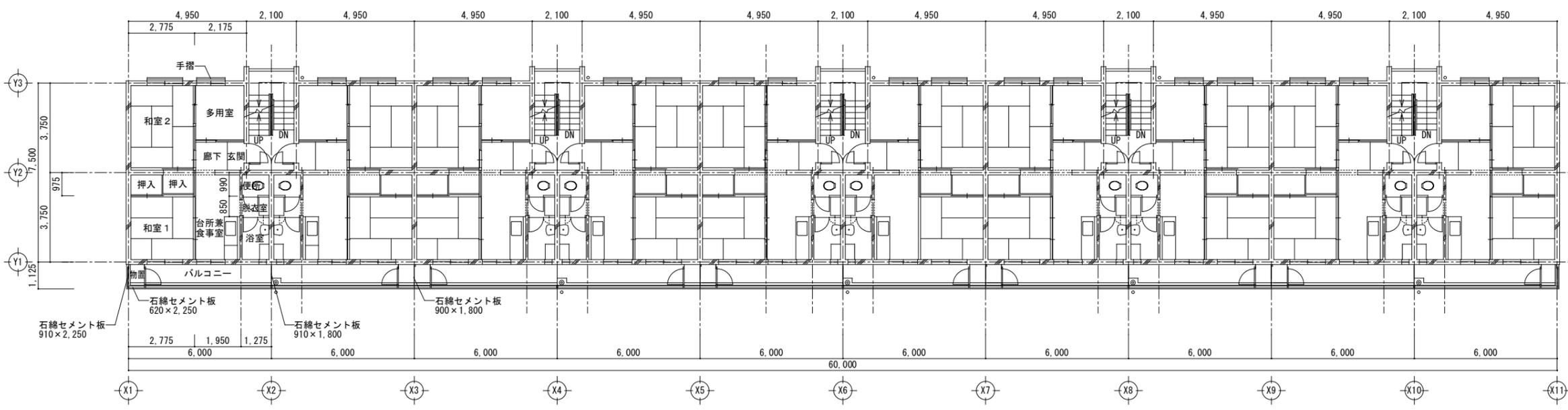
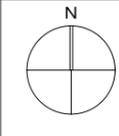
トラロープ張り詳細図 S=1:30

凡例	
	・・・解体・撤去範囲
	・・・解体・撤去範囲(別途工事)
	・・・小堤(W=600 H=300程度)
	・・・素掘り側溝(W=600 H=300程度)
	・・・トラロープ張り(支柱L=1800 丸太φ75@2000 トラロープ3段張り)
	・・・現況レベルを示す
	・・・計画レベルを示す
	・・・ 樹
	ガス ・・・ ガス
	F□ ・・・ 消火栓
	止° ・・・ 止水弁
	M○ ・・・ マンホール(不明)
	仕° ・・・ 仕切弁
	下○ ・・・ マンホール(汚水・下水)
	φ 513 ・・・ 電柱
	雨○ ・・・ マンホール(雨水)
	φ 374 ・・・ ステ
	電○ ・・・ マンホール(電気)
	・H ・・・ 標識

**特記事項**

- ・現場内の泥水が工事区域外へ出ないように配慮すること。
- ・整地後、敷地レベルを測量し、竣工図に記載すること。
- ・取壊し工事前後に占有部用水への影響を調査すること。

株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅取壊し工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	撤去後配置図(既存住戸棟解体後)	縮尺 A1: 1/300 A3: 1/600 No. 5
検 製 設 計 図 図 図 図 平成26年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



凡例

○	建具記号
---	------

建具リスト(各住戸共通)

(符号)	種類	W	H	備考
SD-1	鋼製片開きドア	800	1,900	両面フラッシュ
SD-2	鋼製片開きドア	700	1,700	片面フラッシュ
SD-3	鋼製ドア付パネル	1,920	2,350	片面フラッシュ
AD-1	7&#125;製親子開きドア	840	1,800	
AW-1	7&#125;製引違い窓	1,200	1,300	
AW-2	7&#125;製引違い窓	1,500	1,300	
AW-3	7&#125;製引違い窓	1,200	900	
AW-4	7&#125;製引違い窓	1,500	1,650	
AW-5	7&#125;製FIX窓	310	1,600	

外部仕上

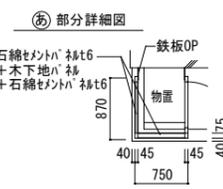
屋根	アスファルト防水
外壁	アクリルリシン
巾木	コンクリート打放

住戸内部仕上

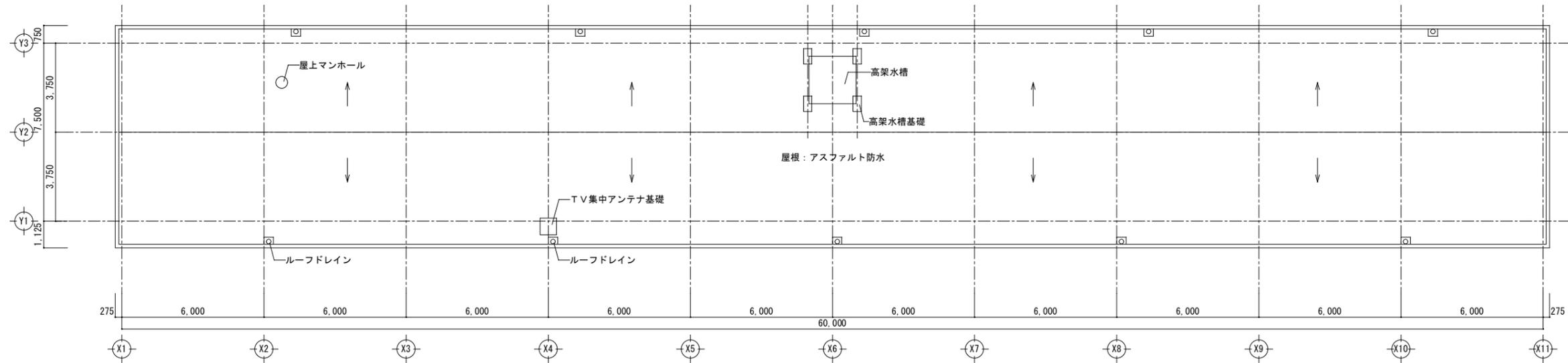
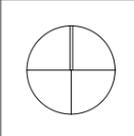
室名	床	壁	天井	天井高	備考
和室1	タタミ敷	プリント合板パネル	※ケイソー電着工法	2,320	押入、欄間物入
和室2	タタミ敷	プリント合板パネル	※ケイソー電着工法	2,320	押入れ
多用室	カラーフローア合板貼	プリント合板パネル	※ケイソー電着工法	2,320	
台所兼食事室	カラーフローア合板貼	プリント合板パネル	※ケイソー電着工法	2,320	流し台 水切棚 棚
便所	モルタル金鏝	V P 塗装	※ケイソー電着工法	2,420	便器
浴室	モルタル金鏝	モルタルV P 塗装	モルタルV P 塗装	2,450	洗面器 化粧棚
脱衣室(妻側)	カラーフローア合板貼	合板パネル	※ケイソー電着工法		

(最上階) 化粧断熱材直貼

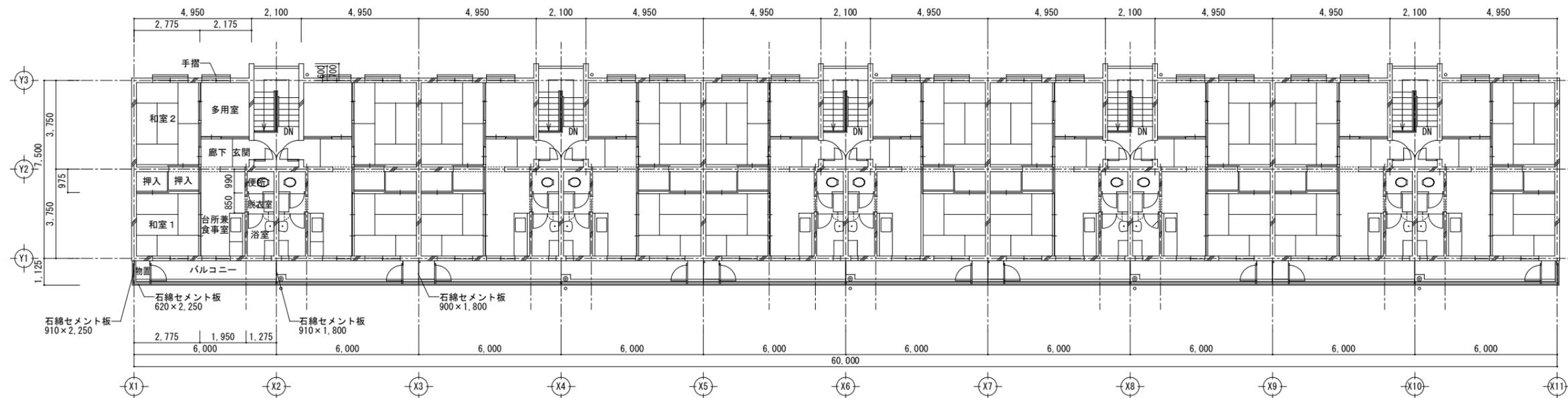
※ケイソー電着工法：アスベスト含有なし



株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅取壊し工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	住戸(11・13号棟共通)撤去平面図1	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
No. 6	設計 平成26年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課

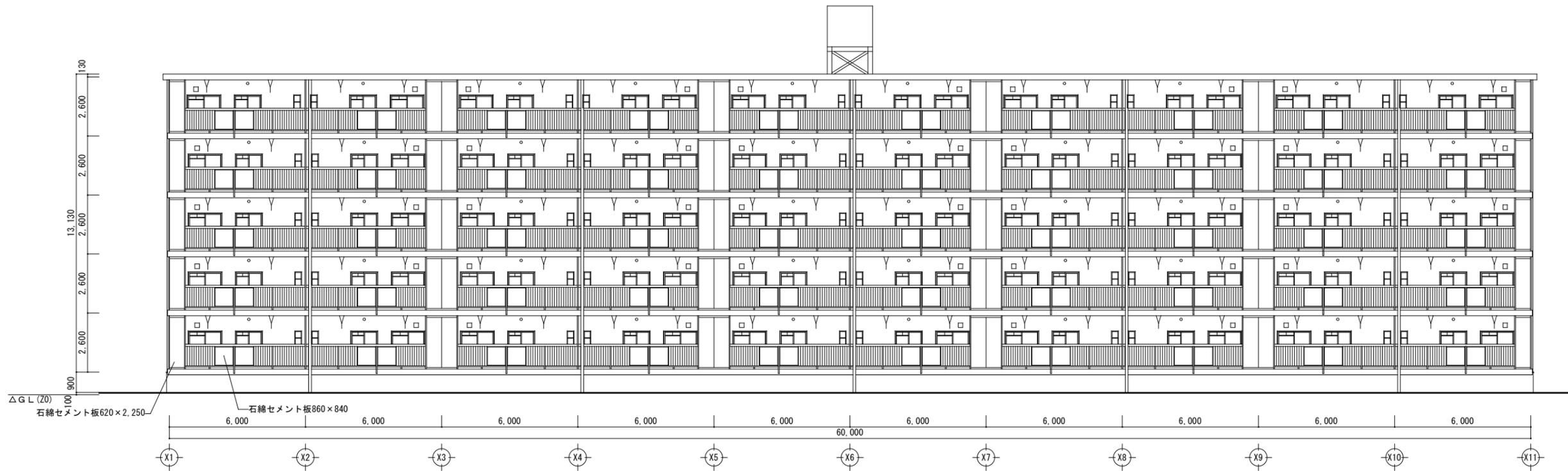


屋根伏図 A1:1/100 A3:1/200  
 ※衛生設備機器類、電気設備等一式解体に含む全撤去。

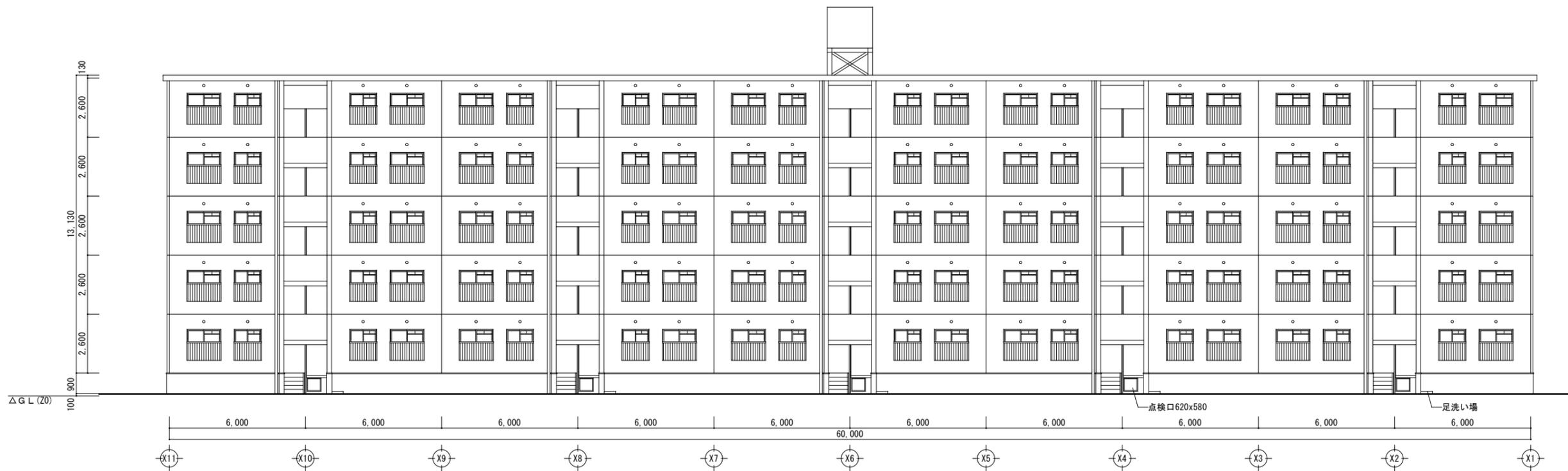


5階平面図 A1:1/100 A3:1/200  
 ※衛生設備機器類、電気設備等一式解体に含む全撤去。

株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅取壊し工事(第1工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁		住戸(11・13号棟共通)撤去平面図2	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200	No. 7
検 図	製 図	設 計 平成26年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

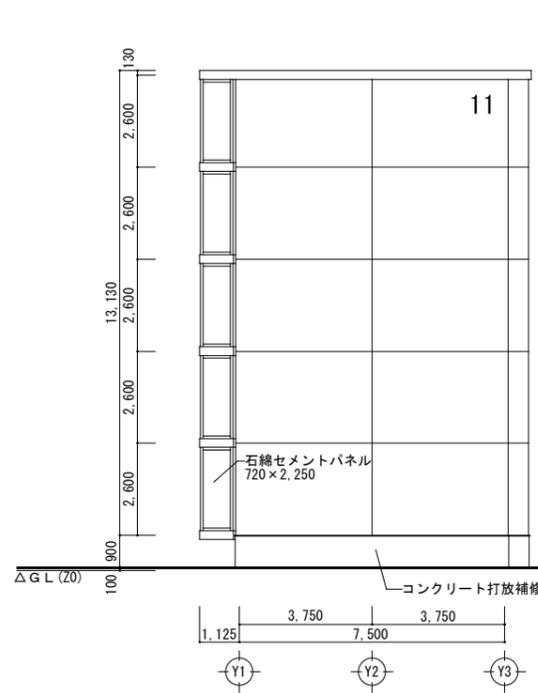


南立面図 A1:1/100 A3:1/200  
 ※衛生設備機器類、電気設備等一式解体に含む全撤去。

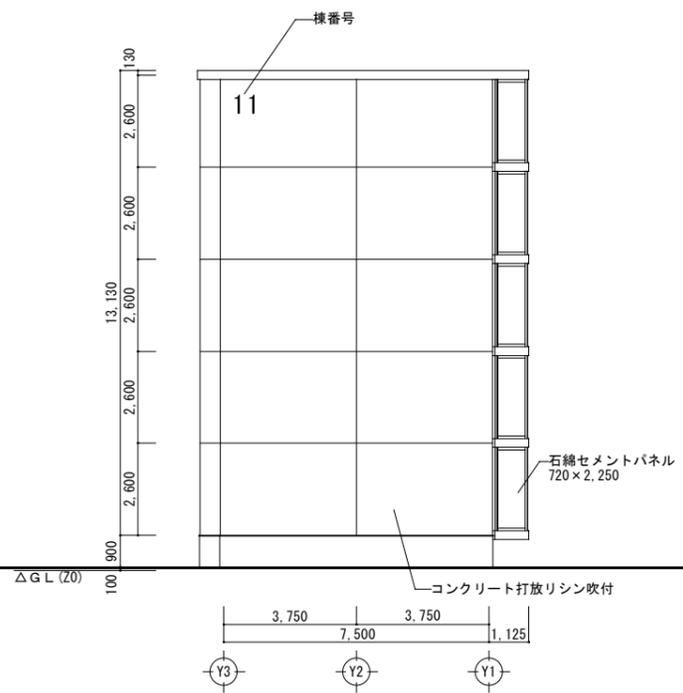


北立面図 A1:1/100 A3:1/200  
 ※衛生設備機器類、電気設備等一式解体に含む全撤去。

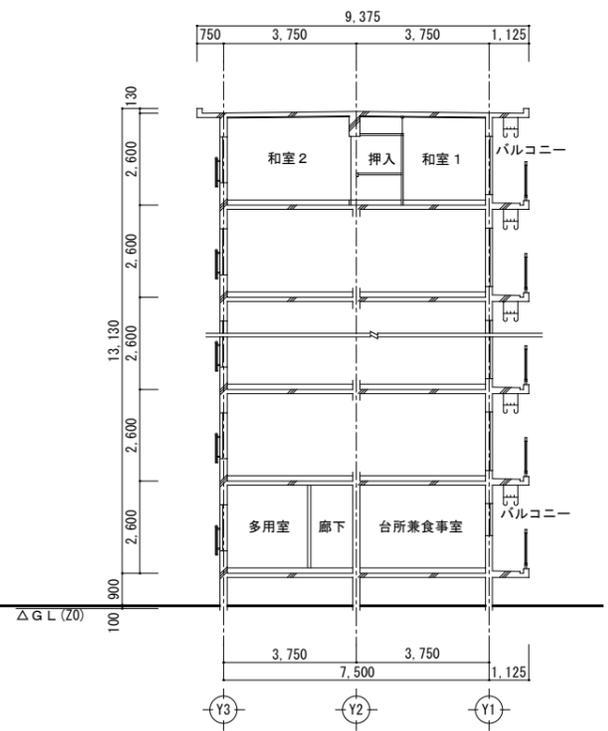
株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅取壊し工事(第1工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁		住戸(11・13号棟共通)撤去立面図		縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
検 図	製 図	設 計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		平成26年 3月		



東立面図 A1:1/100 A3:1/200  
 ※衛生設備機器類、電気設備等一式解体に含む全撤去。



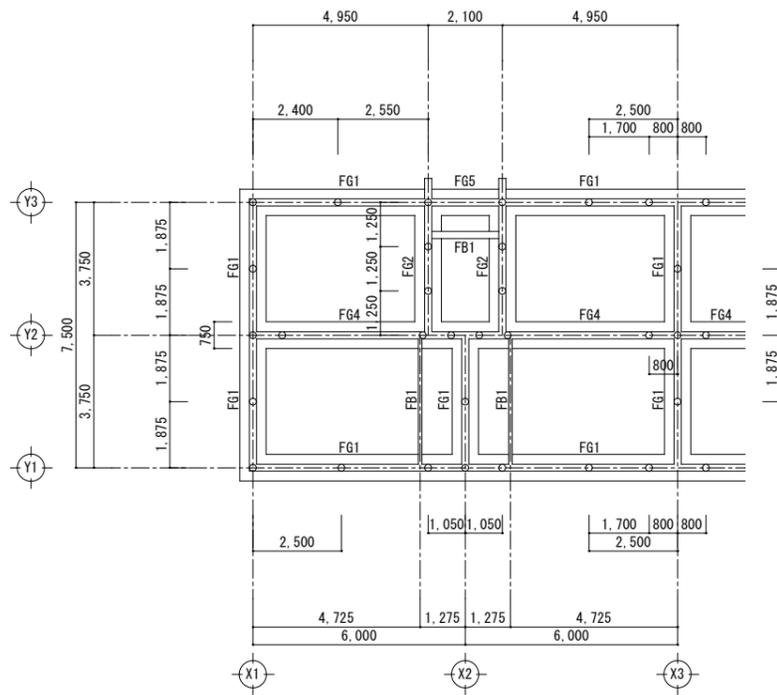
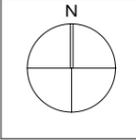
西立面図 A1:1/100 A3:1/200  
 ※衛生設備機器類、電気設備等一式解体に含む全撤去。



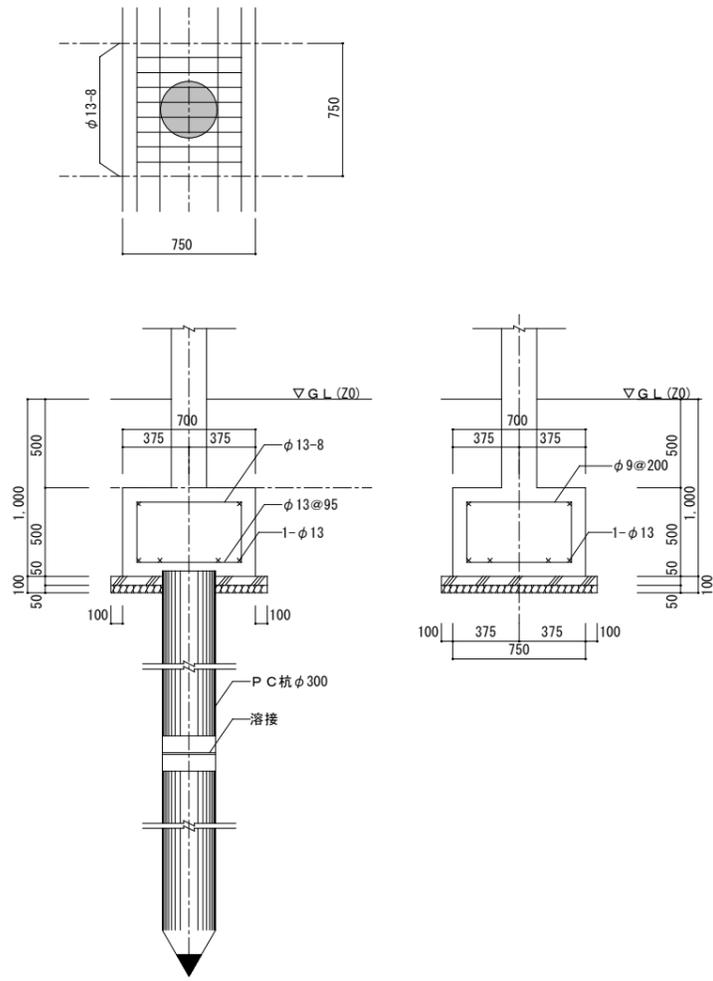
断面図 A1:1/100 A3:1/200  
 ※衛生設備機器類、電気設備等一式解体に含む全撤去。

株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅取壊し工事(第1工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁		住戸(11号棟)撤去立面図	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200	No. 9
検 図	製 図	設 計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		平成26年 3月		





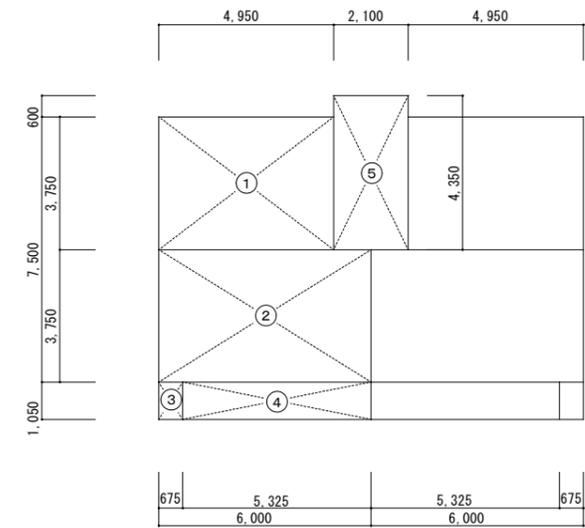
杭基礎伏図 A1:1/100 A3:1/200



基礎配筋図 A1:1/20 A3:1/40

※基礎は全て撤去とする。但し、杭はすべて残置とする。  
 なお、杭の残置位置は測量し、座標にて表示すること。  
 杭頭の高さを測量し、T P表示で竣工図に記載すること。

求積表				単位:㎡	
	符号	計算式	床面積	計	
1住戸あたり 住居専用部分	①	3.750×4.950	18.56250	41.77	
	②	3.750×6.000	22.50000		
	③	1.050×0.675	0.70875		
	ハ' #コニ	④	1.050×5.325	5.59125	5.59
階段部分1箇所あたり	⑤	4.350×2.100	9.13500	9.14	
1棟あたり面積				単位:㎡	
居住部分	41.77×50		2088.50		
ハ' #コニ	5.59×50		279.50		
階段部分	9.14×25		228.50		
合計				2596.50	

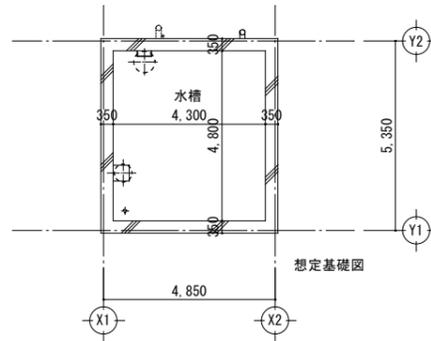


求積図 A1:1/100 A3:1/200

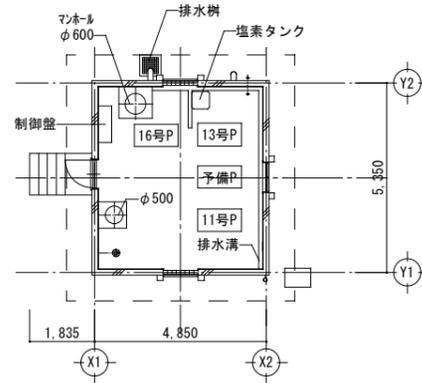
株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅取壊し工事(第1工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第184619号	濱田 仁	住戸(11・13号棟共通)撤去構造図(参考)	縮尺 A1:1/20, 100 A3:1/40, 200	No. 1 1
検図	製図	設計 平成26年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

住戸ポンプ小屋

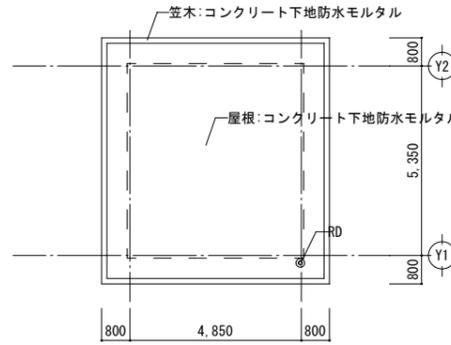
RC造



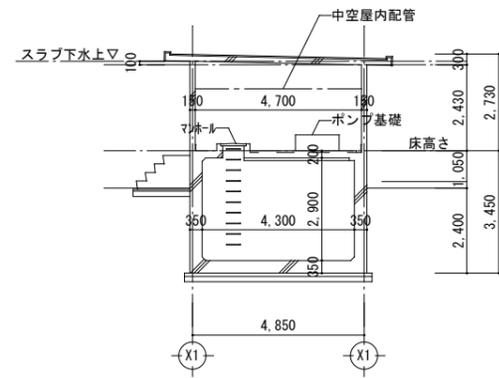
基礎平面図 A1:1/100 A3:1/200



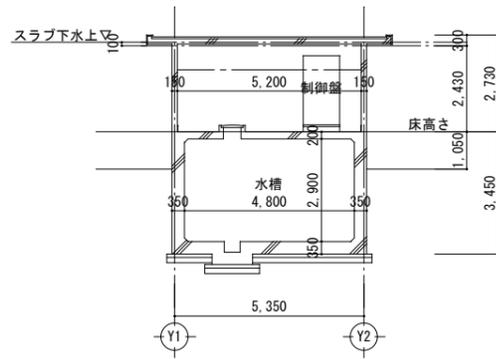
平面図 A1:1/100 A3:1/200



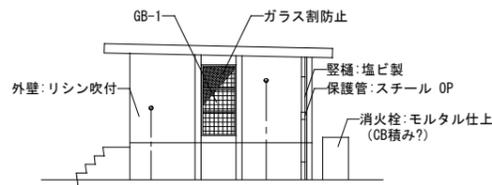
屋根伏図 A1:1/100 A3:1/200



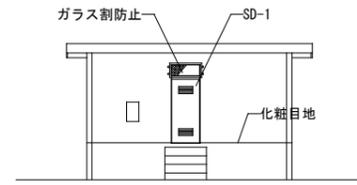
Y通断面図 A1:1/100 A3:1/200



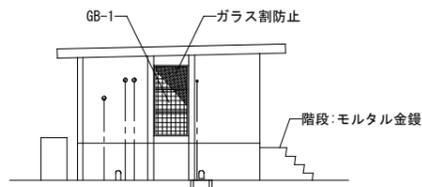
X通断面図 A1:1/100 A3:1/200



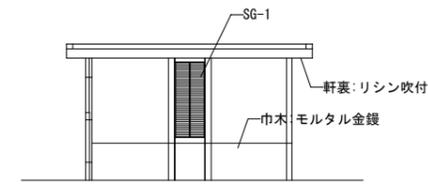
北立面図 A1:1/100 A3:1/200



東立面図 A1:1/100 A3:1/200



南立面図 A1:1/100 A3:1/200



西立面図 A1:1/100 A3:1/200

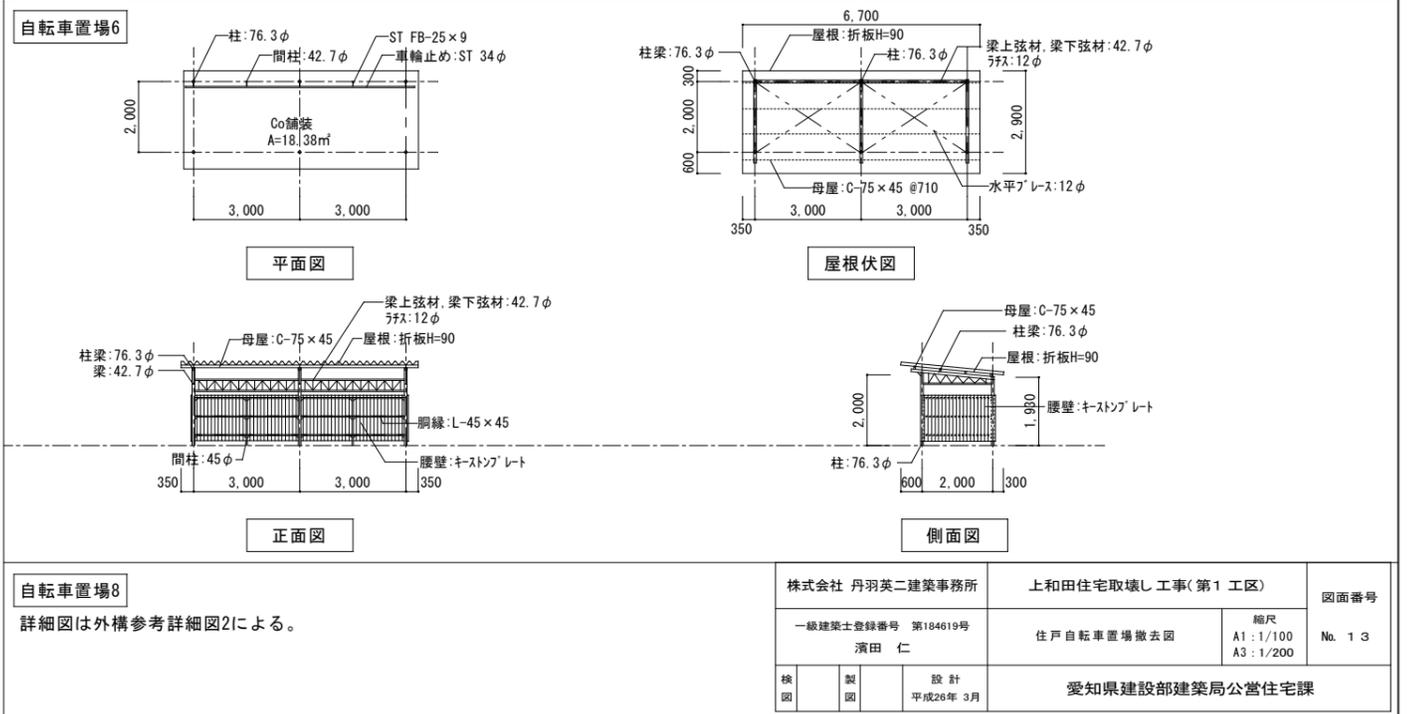
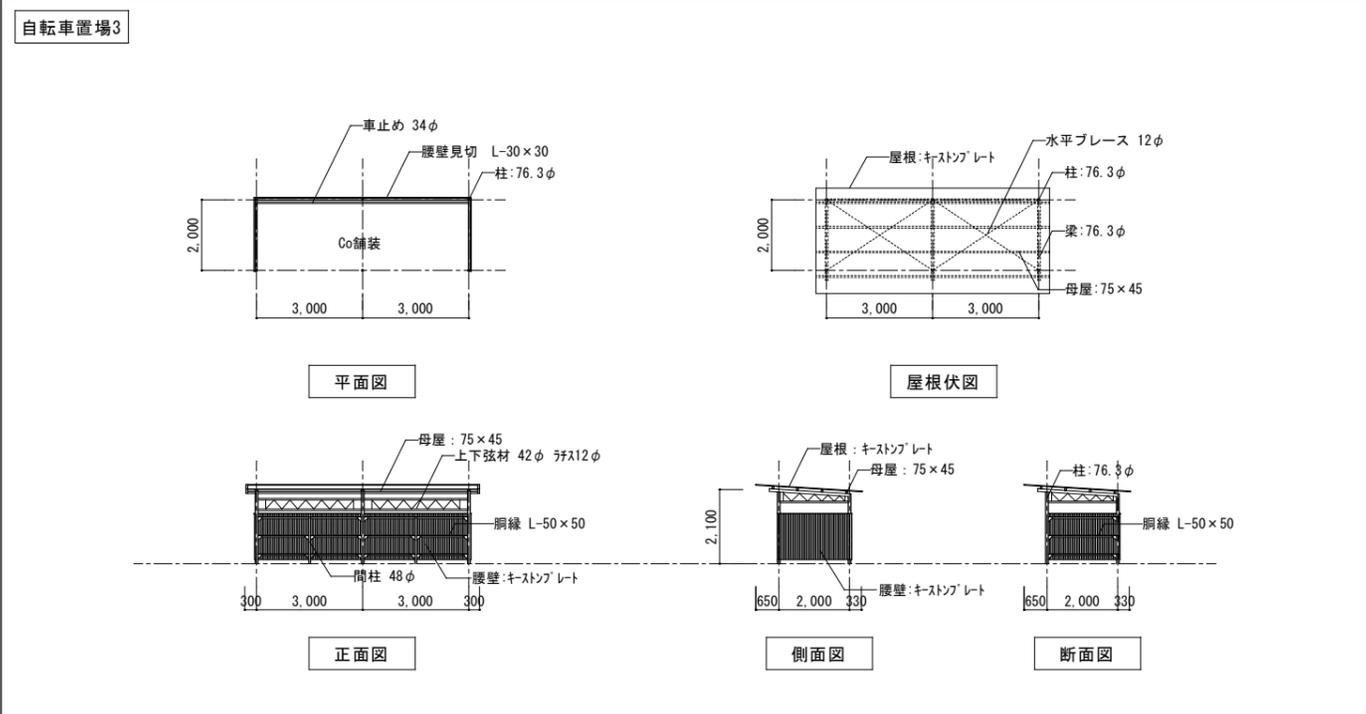
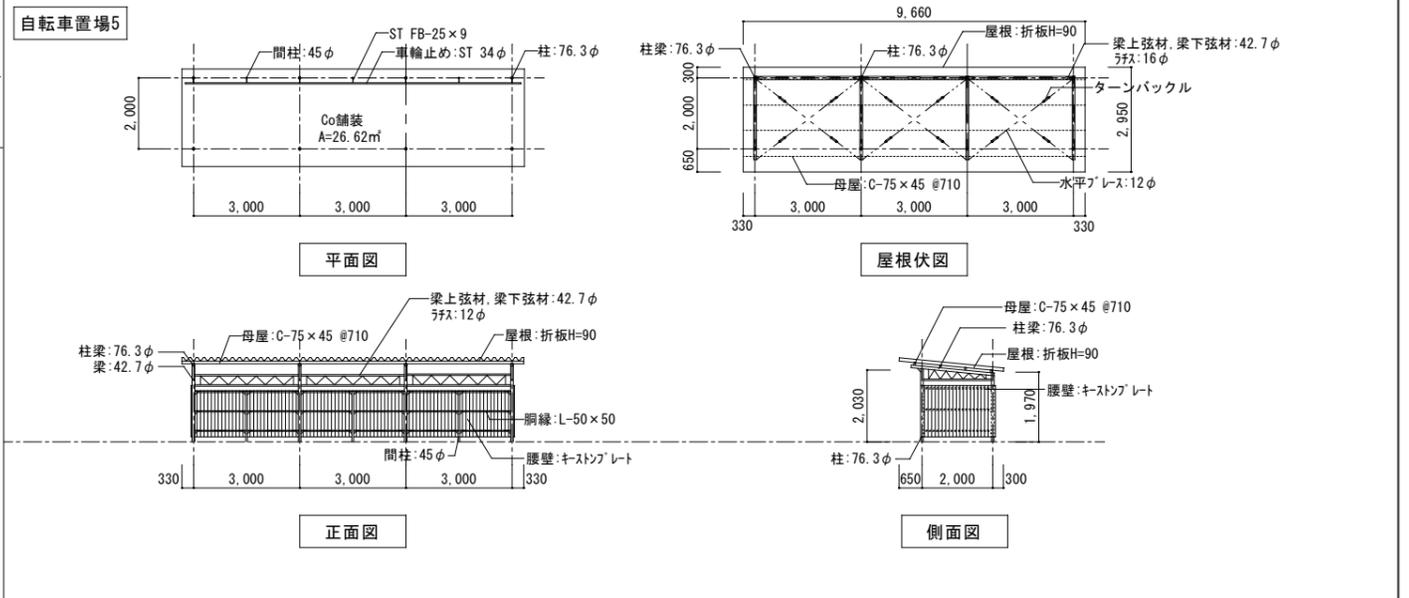
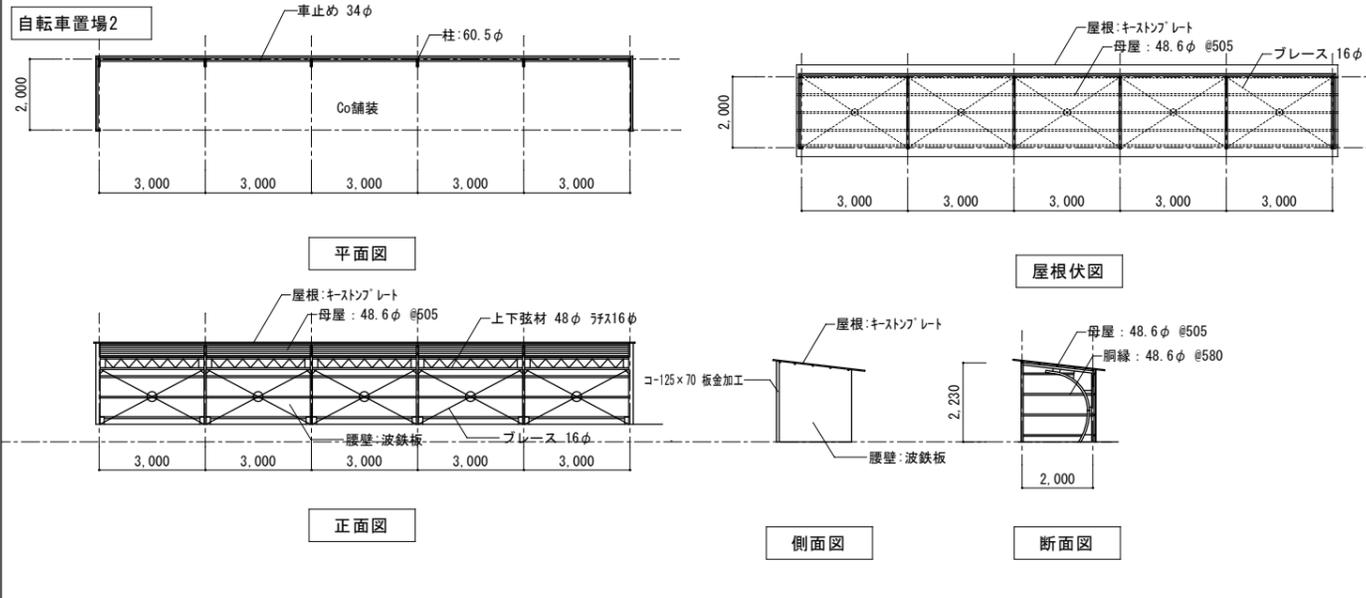
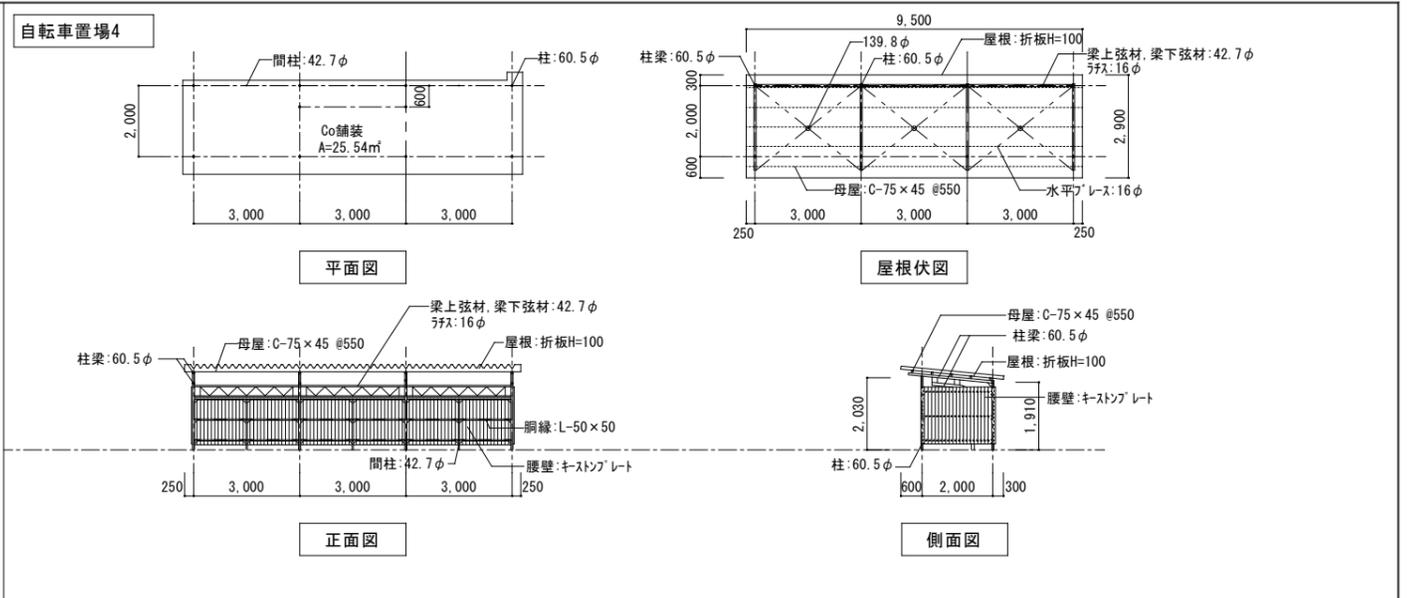
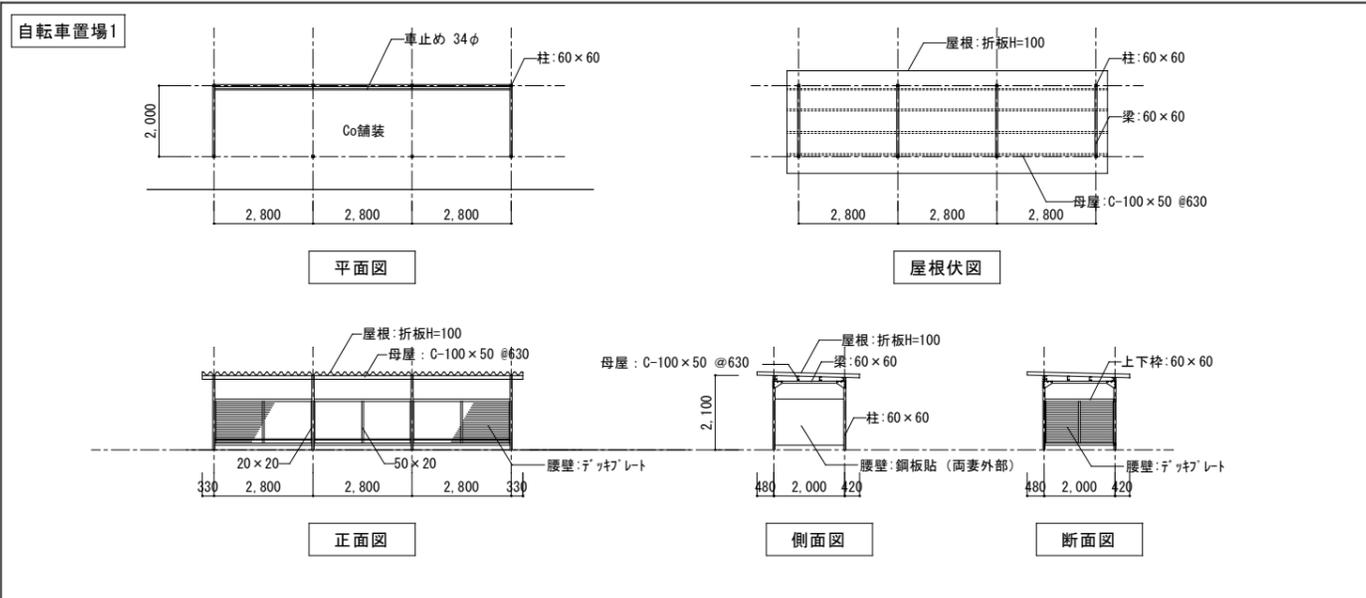
外部仕上		備考
屋根	コンクリート下地防水モルタル	
笠木	モルタル笠木	
外壁	リシン吹付	
巾木	モルタル金ゴテ	
庇	リシン吹付	

内部仕上		備考
床	モルタル金ゴテ	排水溝:モルタル金ゴテ、機械基礎
壁	コンクリート金ゴテ	
天井	コンクリート金ゴテ	

建具リスト				
(符号)	種類	W	H	備考
SD-1	スチール製片開きドア	780	2,200	ガラリ付き
	上部ランマ	900	400	ガラス割防止:W900×H400
SG-1	スチール製ガラリ	800	2,100	
GB-1	ガラスブロック	1,000	2,000	ガラス割防止:W970×H2,000

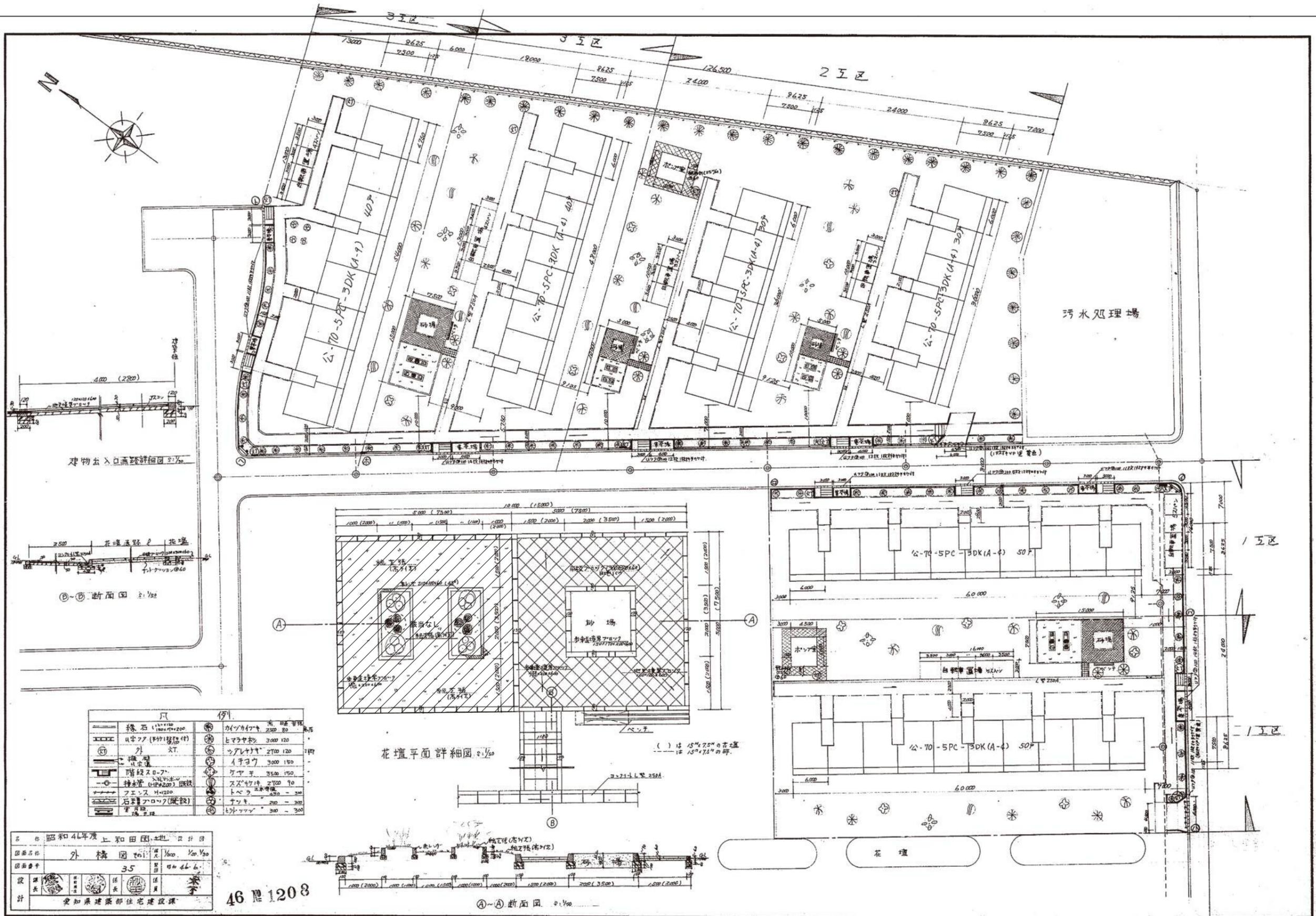
※ガラス割防止枠はL40×40 OPとする。  
 ※ポンプの移設及び撤去は設備工事による。  
 ※設備工事にて移設及び撤去なきものは建築工事にて全て撤去すること。

株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅取壊し 工事(第1 工区)		図面番号 No. 1 2
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁		住戸ポンプ棟 撤去図	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	
検 図	製 図	設 計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		平成26年 3月		



**自転車置場8**  
詳細図は外構参考詳細図2による。

株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅取壊し工事(第1工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第184619号		住戸自転車置場撤去図		縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
演田 仁				No. 1 3
検図	製図	設計 平成26年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



建築物出入口詳細図 1/50

①-②断面図 1/50

花壇平面詳細図 1/50

( )は 15°×25°の寸法  
は 15°×7.5°の寸法

A-A断面図 1/50

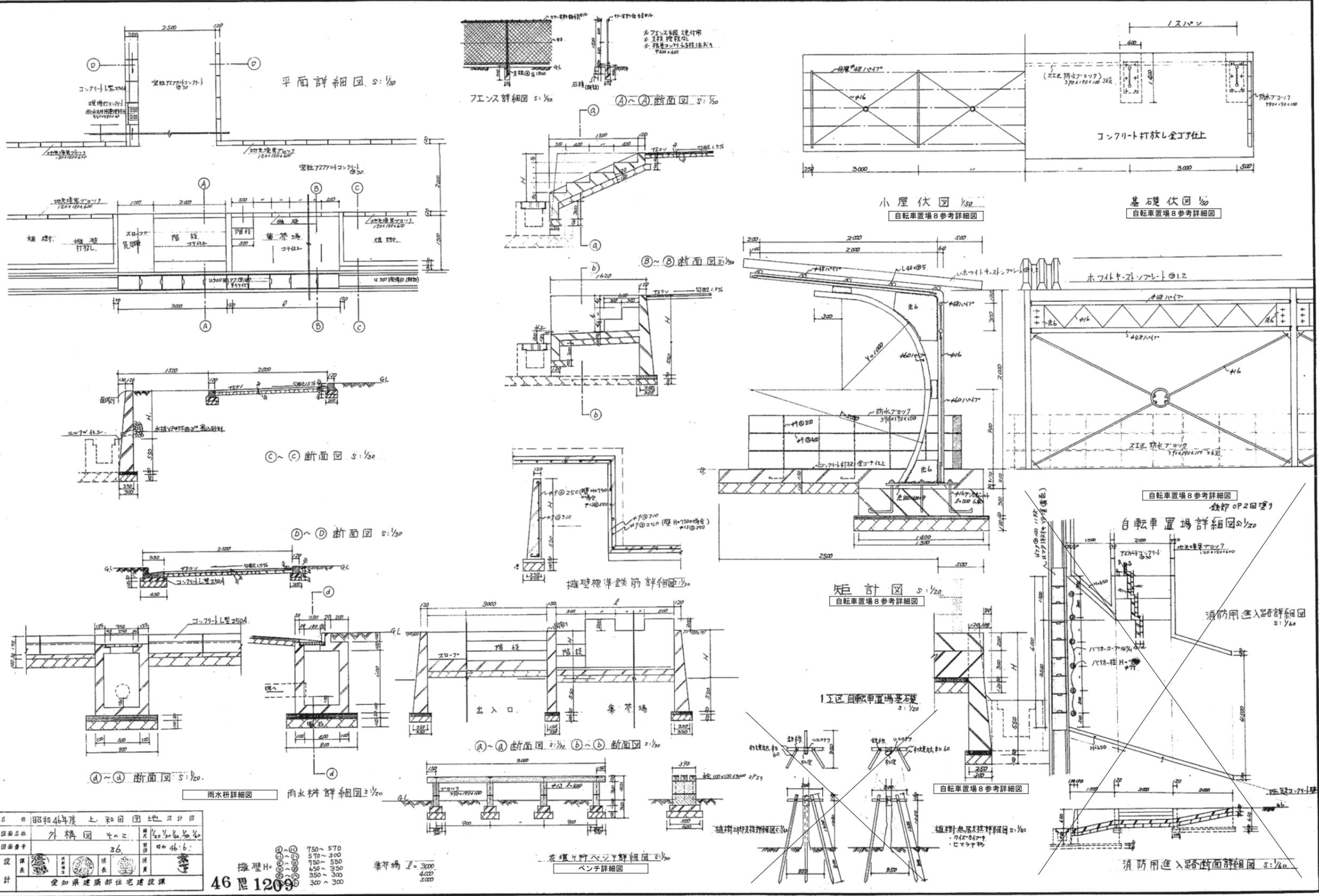
凡	例
緑石 (150×150×200)	カツカツキ 2500 20
U字溝 (幅180×高さ100)	ヒマヤチホク 3000 120
外灯	ツレツキ 2700 120
階段スロップ	イソコウ 3000 150
排水管 (径75×長さ200) 隠蔽	カヤキ 3500 150
フェンス H=200	スズクサキ 2700 90
石目アロウ (隠蔽)	トベウ 3000 300
	サツキ 200 - 300
	ヒトツツキ 300 - 300

昭和46年度 上和田団地 設計図	
図面名称	外構図 1/50 1/50 1/50
図面番号	35 44 46
設計	丹羽英二建築事務所
製図	濱田 仁
校閲	丹羽 英二
設計	平成26年 3月

46 1208

161-8

株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅取壊し工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	外構撤去参考詳細図1	縮尺 A1: - A3: - No. 1 4
製図	設計	愛知県建設部建築局公営住宅課
校閲	平成26年 3月	



名	昭和46年度 上和田団地設計図		
図面名称	外構図	ヤナ	縮尺 1/50 1/20 1/50 1/50
図面番号	36	第	46.6
設計	丹羽英二	設計	丹羽英二
校核	丹羽英二	校核	丹羽英二
製図	丹羽英二	製図	丹羽英二
設計	平成26年 3月	設計	平成26年 3月

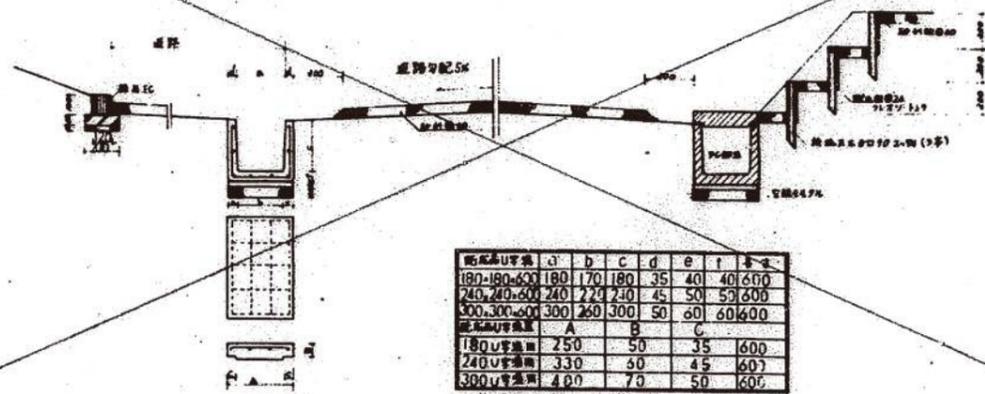
擁壁H	750~570
①	570~300
②	150~550
③	650~350
④	350~300
⑤	300~300

集芥場 2.3000  
4.000  
5.000

161-9

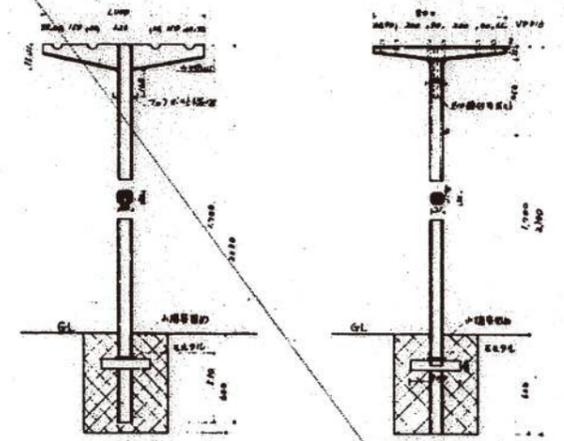
株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅取壊し工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	外構撤去参考詳細図2	縮尺 A1: - A3: - No. 15
校核 製図 設計 平成26年 3月	設計 平成26年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課

透視断面詳細図 1/20

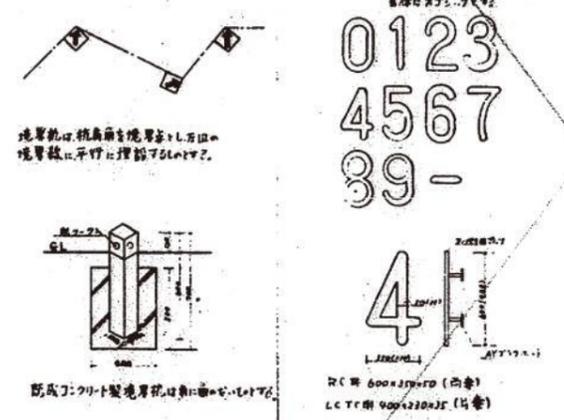


桁下U字梁	a	b	c	d	e	f	寸法
180-180-600	180	70	180	35	40	40	600
240-240-600	240	70	230	45	50	50	600
300-300-600	300	70	300	50	60	60	600
桁下U字梁	A	B	C				
180U字梁	250	50	35	600			
240U字梁	330	50	45	600			
300U字梁	400	70	50	600			

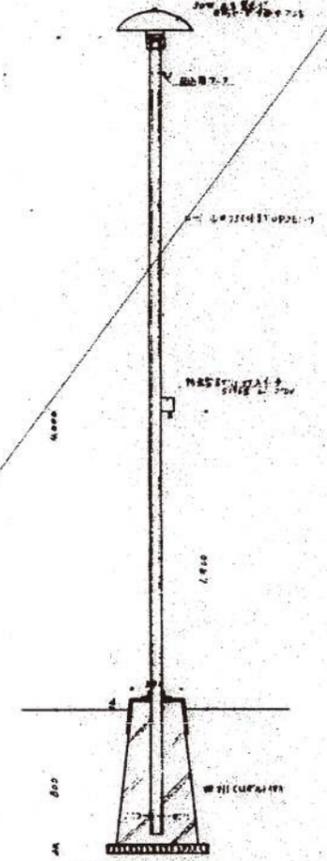
物干詳細図 1/20



境界杭詳細図 1/20 棟標示T字詳細図 1/20

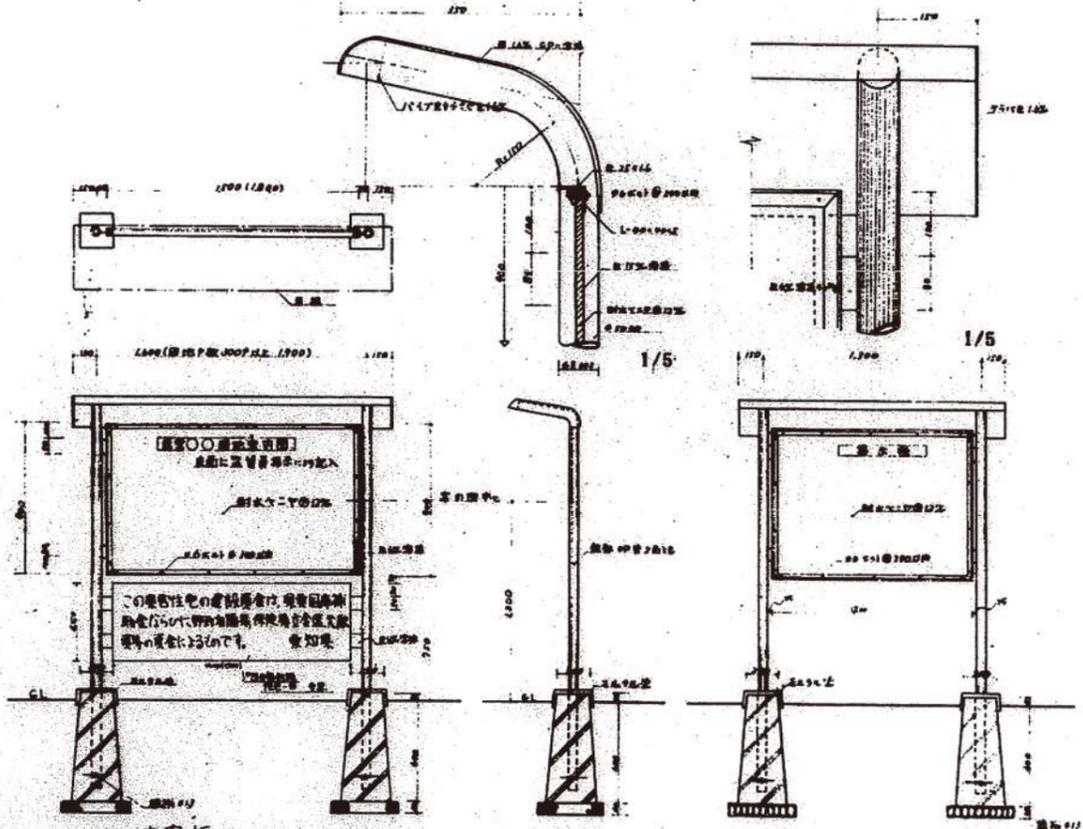


灯杆詳細図 1/20



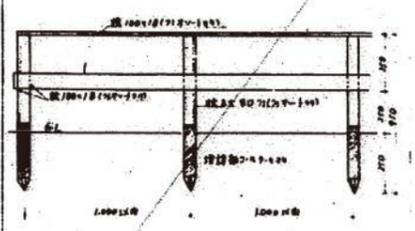
街灯・引込柱撤去参考図

掲示板・案内板詳細図 1/20

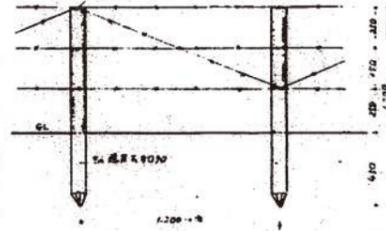


案内板詳細図 1/20 案内板掲示板側面図 掲示板詳細図 1/20

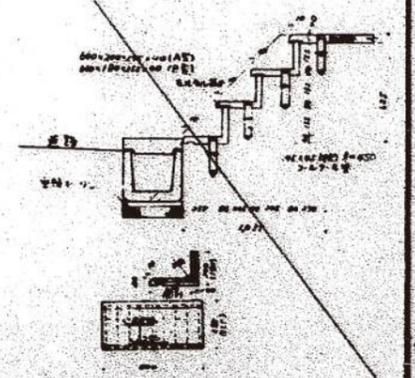
板柵詳細図 1/20



有刺鉄線柵詳細図 1/20



コンクリート製段昇詳細図 1/20



46-301 上和田団地

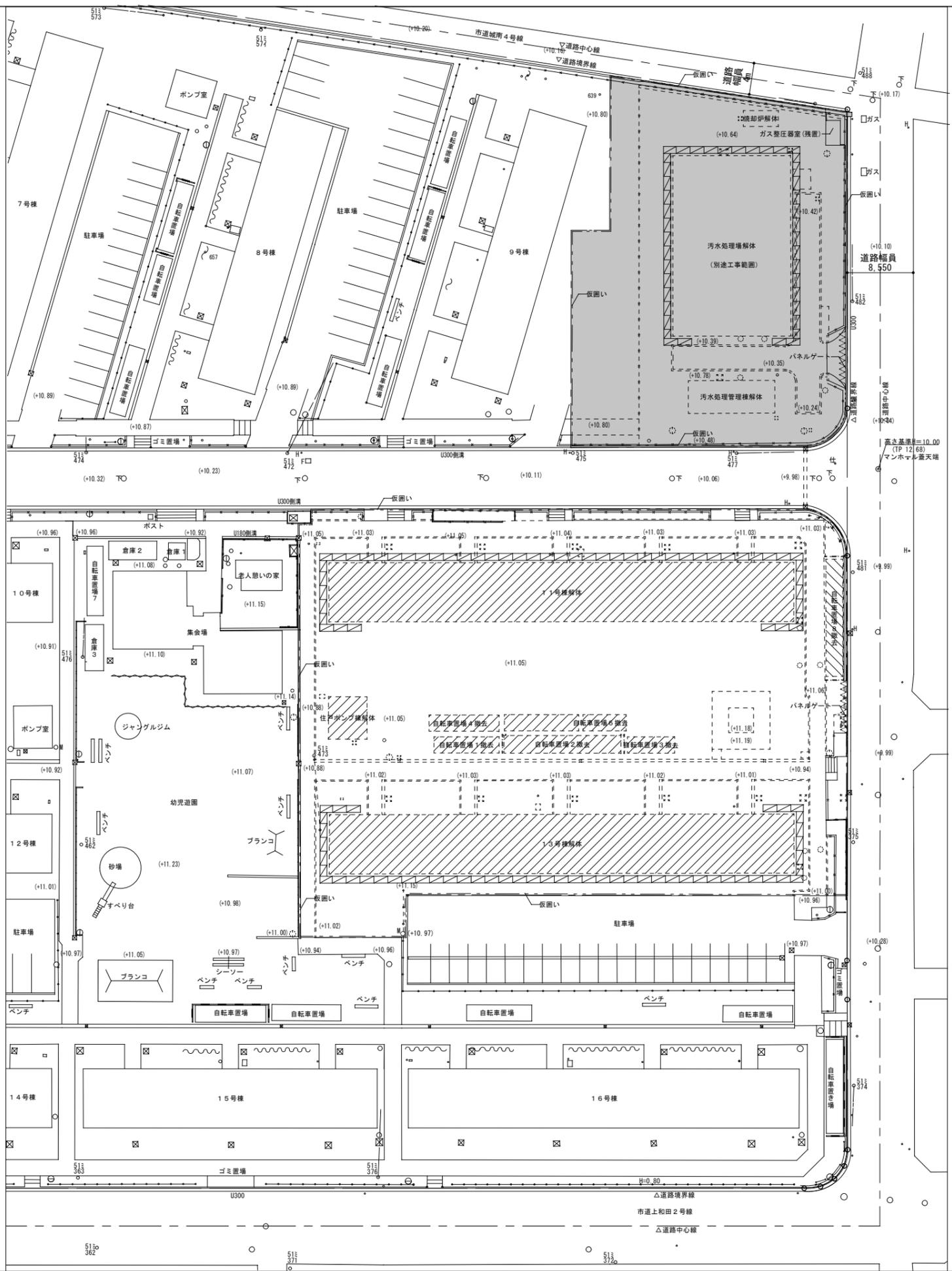
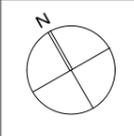
設計	外構図 (1/20)	1/5	1/20
監修	外構図 (1/20)	1/5	1/20
監製	外構図 (1/20)	1/5	1/20
監査	外構図 (1/20)	1/5	1/20

愛知県建設部建築局公営住宅課

46 第 1210

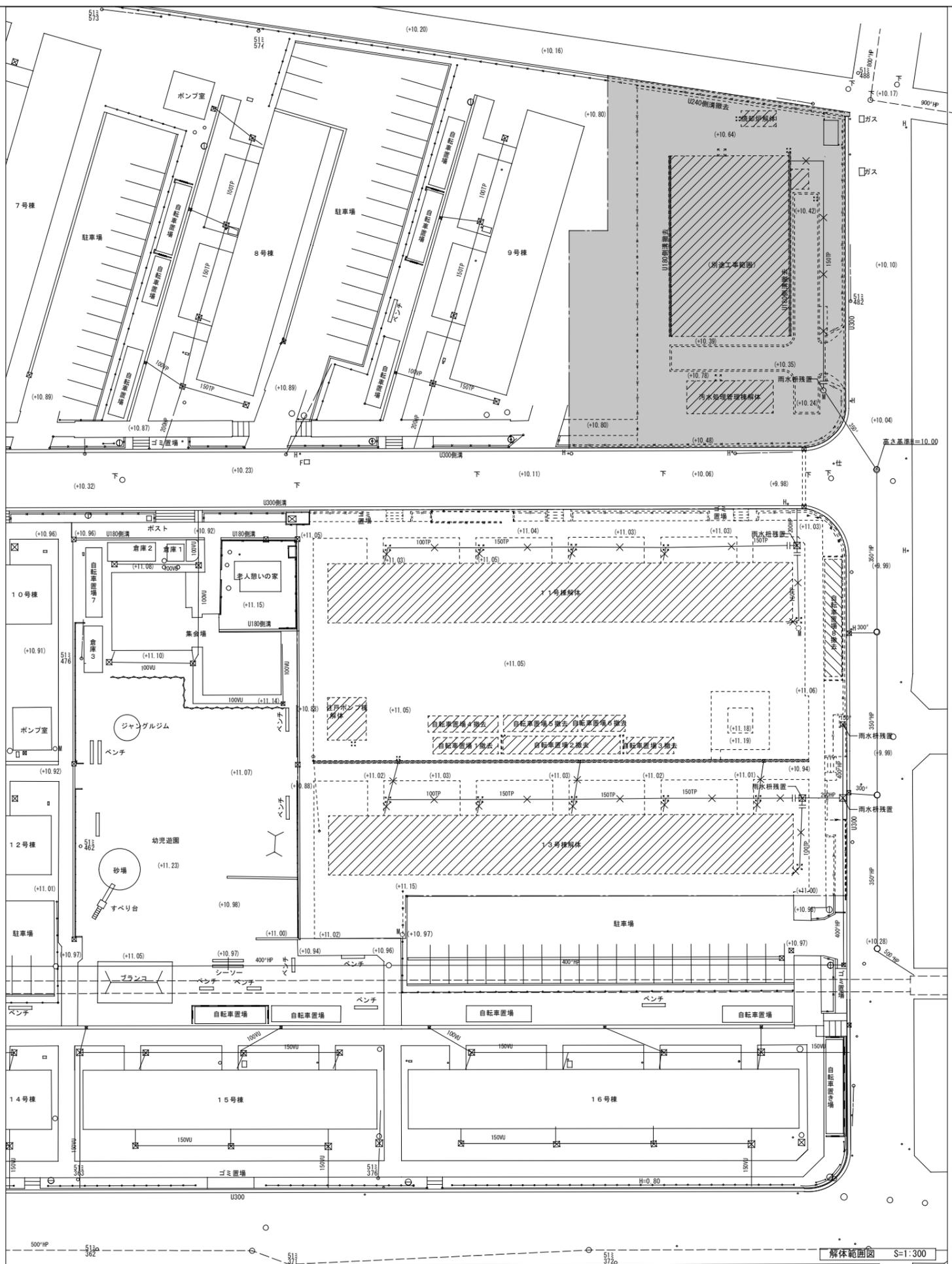
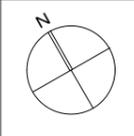
161-10

株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅取壊し工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	外構撤去参考詳細図3	縮尺 A1: - A3: - No. 16
校 製 図	設計 平成26年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課



凡例	
	・・・解体・撤去範囲
	・・・解体・撤去範囲（別途工事）
	・・・解体建物
	・・・現況レベルを示す
	・・・仮囲い（成型鋼板H=3.0M）解体範囲周囲
	・・・パネルゲート（W=6.8M、H=4.5-5M）工事車両進入口 1箇所
	・・・解体用外部足場+防音シート （足場は手すり先行措置方式又は手すり先行専用足場方式とし、W=600以上とする。） （解体用足場+防音シートは各棟同時掛施工とする。）

株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅取壊し工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	仮設計画図（参考）	縮尺 A1: 1/300 A3: 1/600 No. 17
校 図	製 図	設 計 平成26年 3月
愛知県建設部建築局公営住宅課		



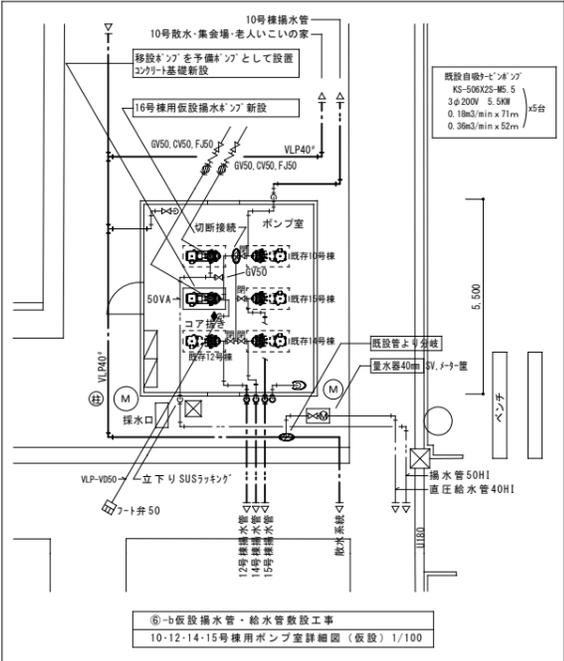
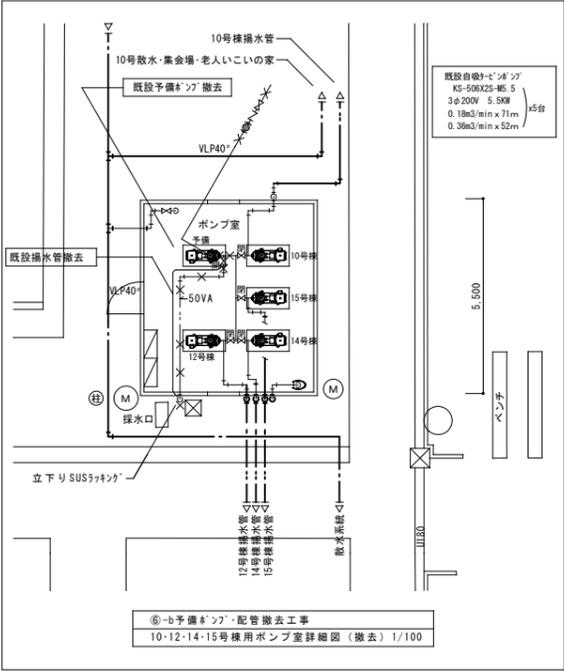
**凡例**

- : 雨水配管 (公共下水・分設雨水)
- : 既設雨水管
- X— : 配管撤去を示す
- |— : 配管切離し・7分止・お掃除めを示す
- : 雨水拵撤去を示す
- ☒ : 雨水拵残置を示す
- : 解体・撤去範囲
- : 解体・撤去範囲 (別途工事)

解体範囲図 S=1:300

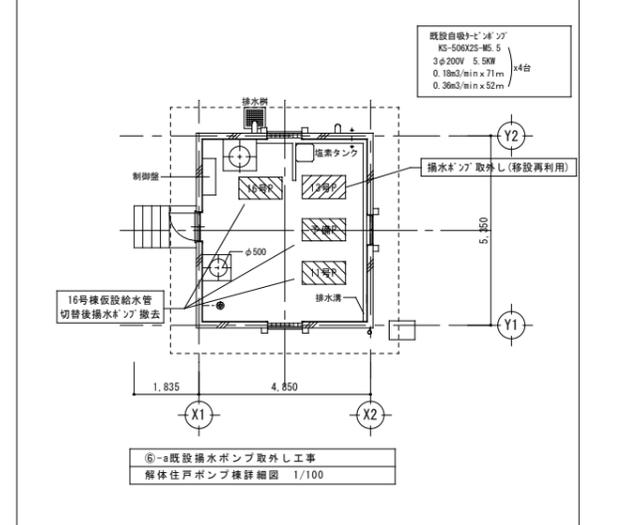
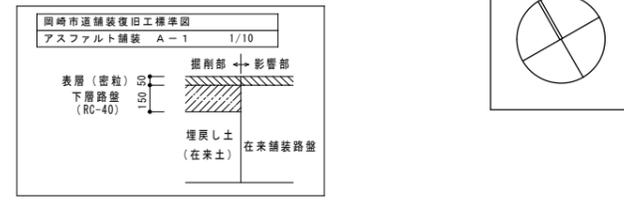
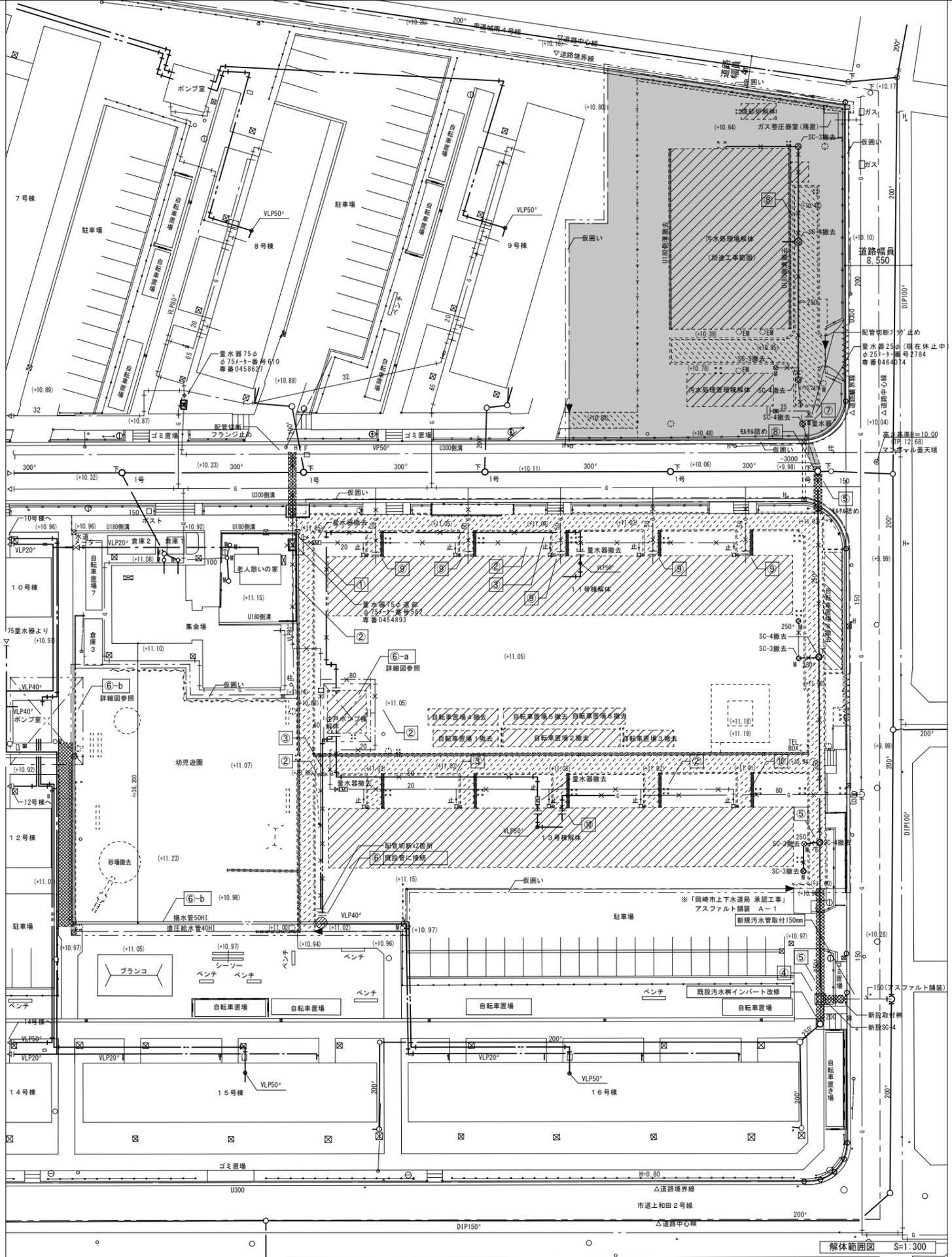
株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅取壊し工事 (第1工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第184619号		雨水配管撤去図		縮尺
濱田 仁				A1: 1/300
				A3: 1/600
検	製	設	愛知県建設部建築局公営住宅課	
図	図	計		
		平成26年 3月		No. 1 8

- 特記事項**
- ・ 工事概要①②の給水管撤去については⑥-a、⑥-bの工事後に行うものとする
  - ・ 給水管撤去切り直し工事は岡崎市の指定工事店及び岡崎市内で工事実績がある工事店が行うこと
  - ・ 16号棟の給水制限時間を短くするため、下記手順により工事を進めるものとする
    - ①解体住戸ポンプより13号棟用排水ポンプを撤去
    - ②10・12・14・15号棟用ポンプ室内の予備排水ポンプ及び配管の撤去を行う
    - ③10・12・14・15号棟用ポンプ室内に取外した排水ポンプを予備用として設置
  - 16号棟用仮設排水ポンプの新設
    - ④並行して16号棟への仮設排水管、直圧給水管の配管を行い切替準備をする
    - ⑤電気工事を含め16号棟への給水切替準備が完了した後、16号棟の給水制限を行い排水管、直圧給水管の切替を行う
    - ⑥解体住戸ポンプ棟内の不要となった11・16号棟用及び予備排水ポンプの撤去を行う

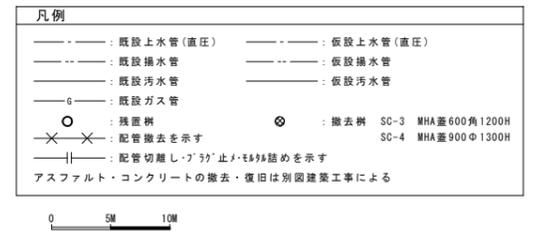


**機器表** (16号棟用仮設排水ポンプ 新設)

仕様	数量
排水ポンプ (自吸式多段タービン型)	1
50A x 360L/min x 52mH x 3φ200V 5.5kw	

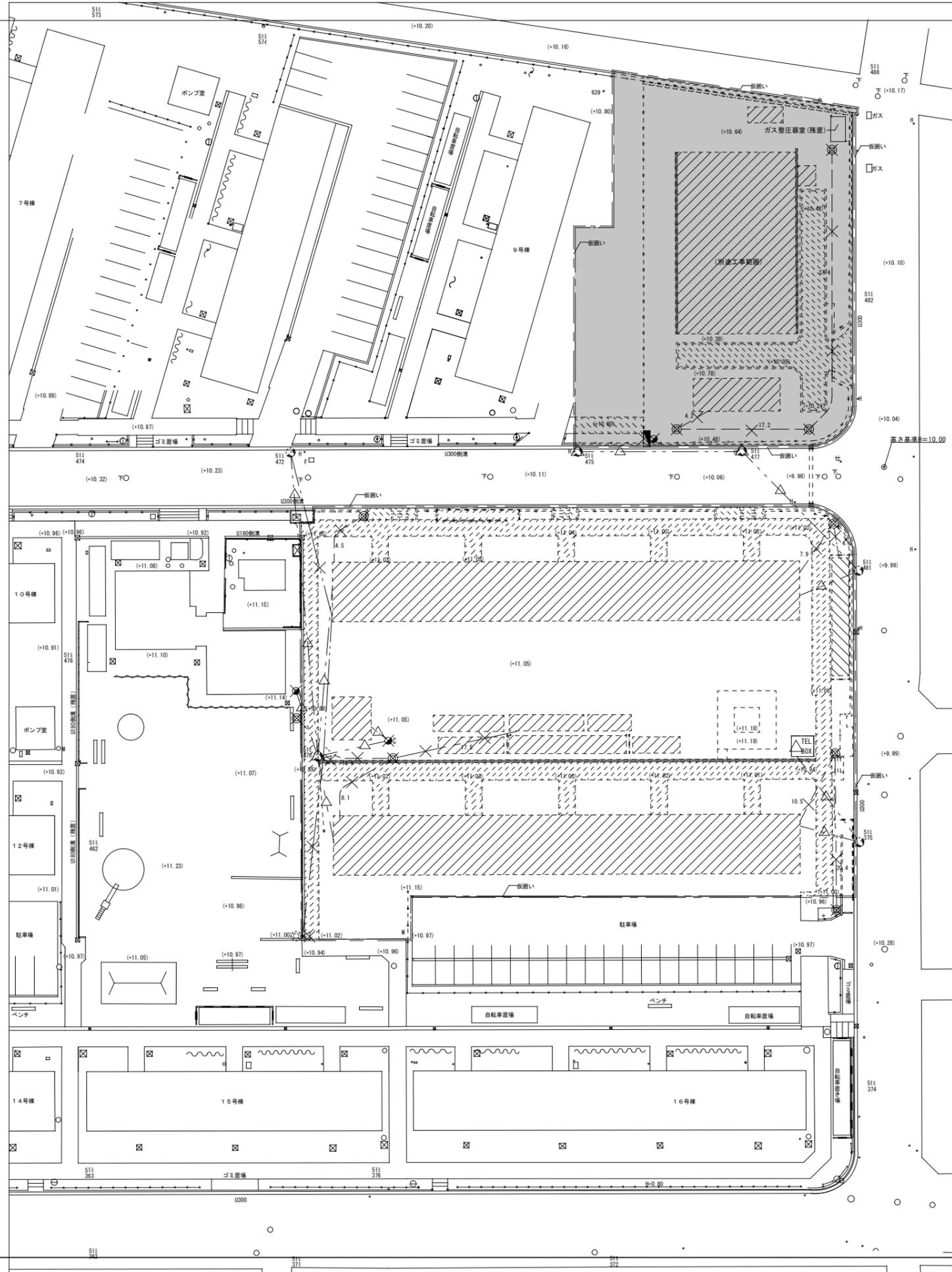
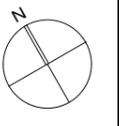


- 工事概要(撤去・仮設)**
- ①11-13・16号棟系統引込給水管撤去
    - ・引込給水管撤去(量水器75φ連動)
  - ②給水管撤去(量水器75φを越えた範囲)
    - ・ポンプ室・11-13・16号棟系統直圧給水管撤去切離し
  - ③排水管撤去
    - ・ポンプ室・11-13・16号棟系統排水管撤去切離し
  - ④15-16号棟系統汚水管新規取付
    - ・新規汚水管取付150φ x1箇所(取付併用) ※岡崎市上下水道局 承認工事
    - ・汚水管新規SC-4 x1箇所、既設汚水管パイプ改修 x1箇所
  - ⑤汚水管撤去
    - ・11-13・15・16号棟系統汚水管撤去切離し、モルタル詰め x1箇所
    - ・汚水管SC-3x2箇所、SC-4x2箇所撤去
  - ⑥-a 既設排水ポンプ取外し工事(詳細図参照)
    - ・取壊す13号棟用の排水ポンプを撤去(移設再利用)
    - ・予備ポンプ・11-16号棟用の排水ポンプ取外し撤出処分
  - ⑥-b 予備ポンプ・配管撤去・仮設排水管・給水管敷設(詳細図参照)
    - ・予備ポンプ及び配管の撤去
    - ・⑥-aにて取外した排水ポンプ1台を予備ポンプとして搬入取付
    - ・16号棟用仮設排水ポンプの新設
    - ・移設及び新設排水ポンプの配管
    - ・直圧系統給水管より切取分岐し16号棟系統既設管に切離し接続。
    - ・量水器40mm(直設式)新設
    - (排水ポンプの発音・管配線は別図参照)
  - ⑦管理棟・汚水処理棟系統引込給水管撤去切離し
    - ・給水管撤去(量水器を越えた範囲)
  - ⑧管理棟汚水処理棟系統汚水管撤去切離し
    - ・モルタル詰め x1箇所
    - ・汚水管撤去・汚水管SC-3x2・SC-4x2箇所撤去
  - ⑨11号棟ガス配管切離し x5箇所 配管撤去
  - ⑩13号棟ガス配管切離し x1箇所 配管撤去



株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅取壊し工事(第1工区)	図番番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	給排水仮設・撤去図	縮尺 A1: 1/300 A3: 1/600
製図 設計 平成26年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	No. 19

解体範囲図 S=1:300



1、特記なき配線は下記とする

- 外灯用埋地中埋設配線 (CV5.5-3C(HIVE28))
- 外灯用架空配線 (DV2.0-2R)
- 中部電力・通信会社 配電線・引込配線 (中部電力・通信会社等 工事範囲)
- 団地内放送用配線

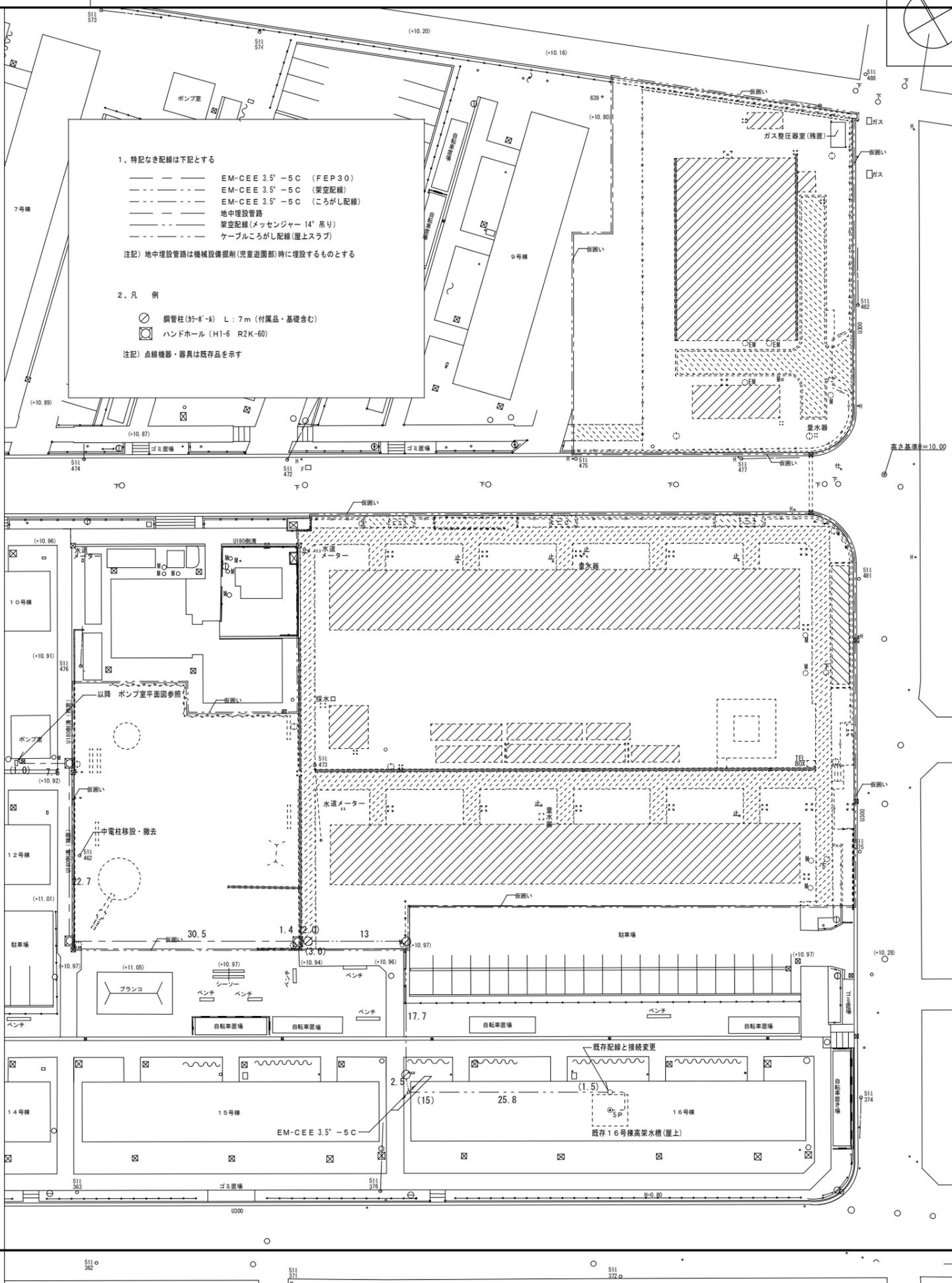
2、凡 例

- 屋外スピーカー
- 屋外灯 (FL20W・L:4m)
- 鋼管柱 L: 5m (付属品含む)
- コナリ+柱 L: 8m (付属品含む)
- 引込開閉器 (MOC83P225AF×2) 屋外用
- 電力会社柱 (中部電力)
- 「x」印は既存機器・配線等 撤去を示す
- 「Δ」印は電力・通信会社等 撤去範囲を示す

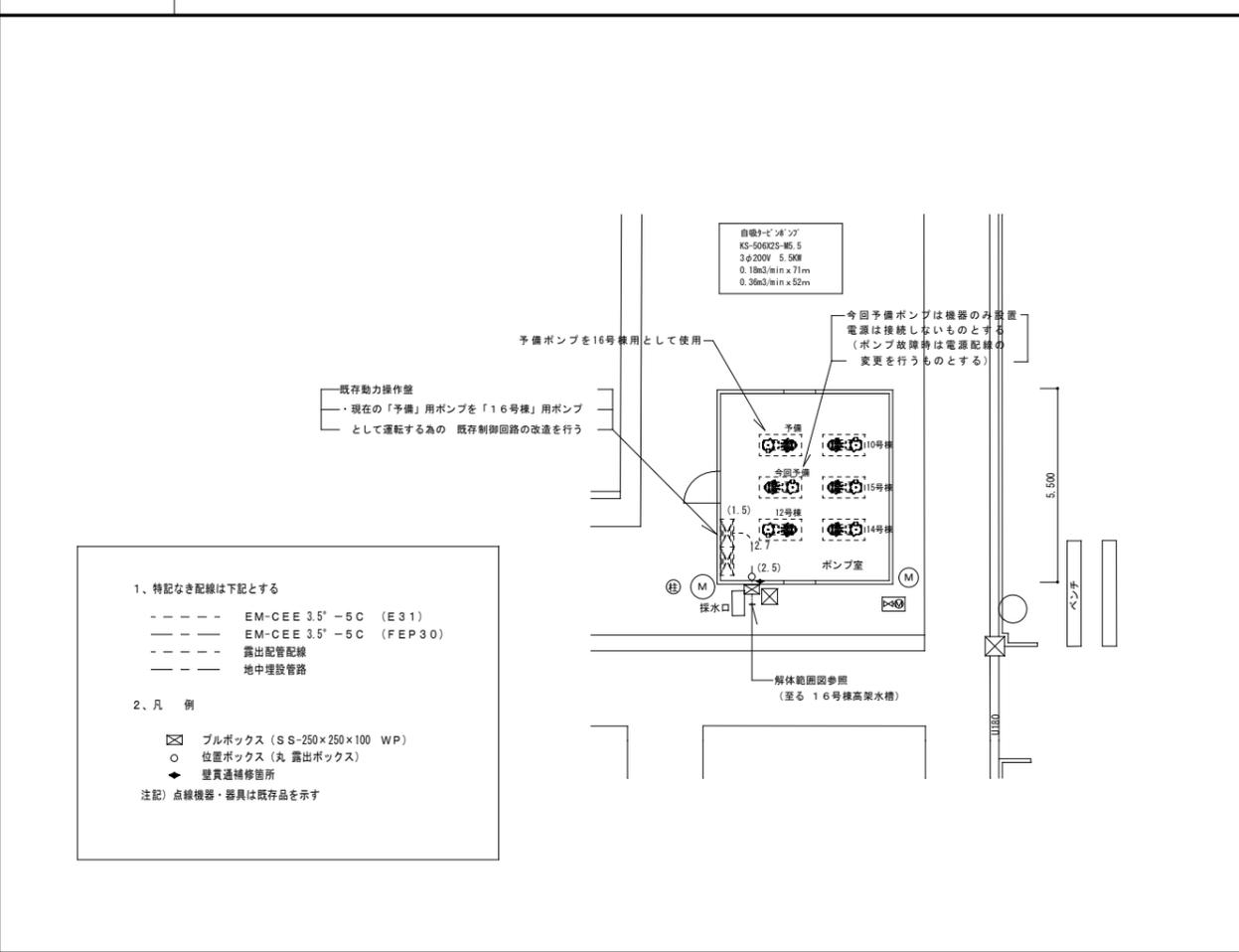
今回工事範囲

注記) 点検機器等は 既存品・電力会社品等を示す  
 ・電力・通信会社等の設備 (電柱・配線・積算電力量計・保安器等) 移設・撤去は各社の工事範囲とするが 殆どは全て本撤去工事範囲とする  
 また 電力会社等への移設撤去等申請業務等の協力・補助は行うものとする  
 ・工事範囲内の電線類撤去にあたっては 切断前に電圧の有無等の確認を行い 作業をする事 また切断後の処理は適切に行う事とする

株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅取壊し工事(第1工区)		図面番号 No. 20
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	電気撤去図	縮尺 A1: 1/300 A3: 1/600		
検 図	製 図	設 計 平成26年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

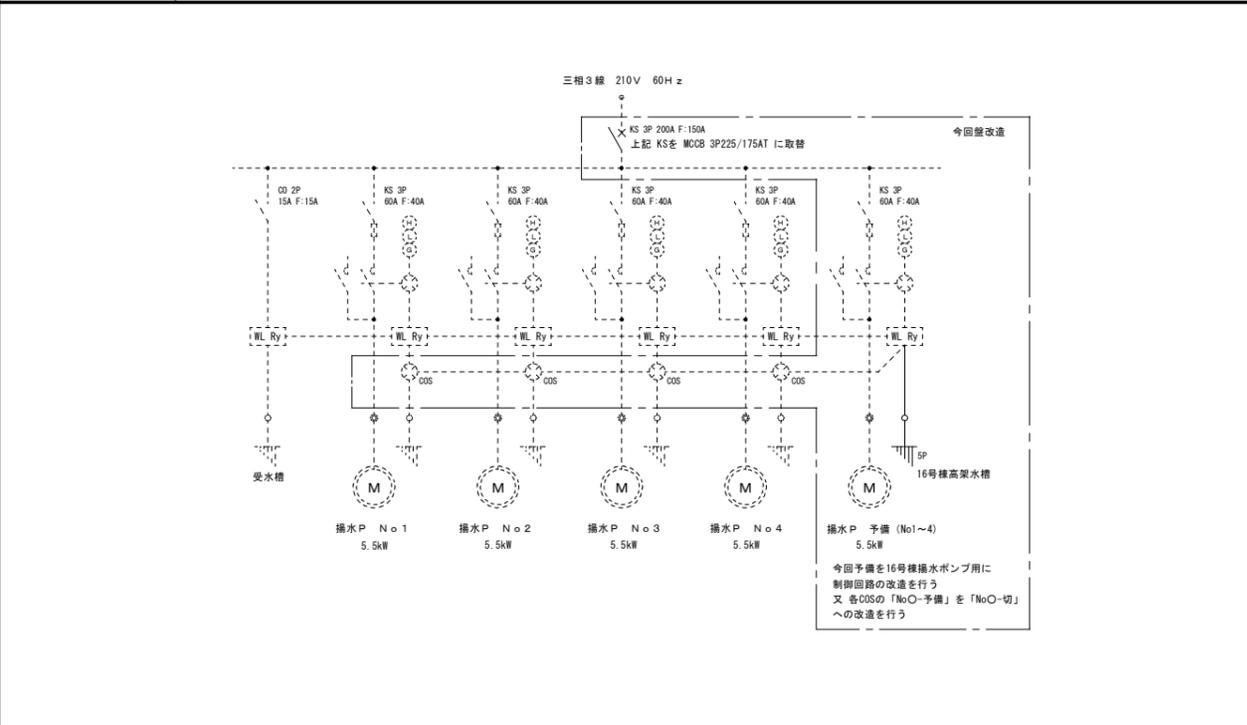


- 1、特記なき配線は下記とする
- EM-CEE 3.5' - 5C (FEP 30)
  - EM-CEE 3.5' - 5C (架空配線)
  - EM-CEE 3.5' - 5C (こしがし配線)
  - 地中埋設管路
  - 架空配線(メッセンジャー 14' 吊り)
  - ケーブルこしがし配線(屋上スラブ)
- 注記) 地中埋設管路は機械設備撤去(児童遊園部)時に埋設するものとする
- 2、凡 例
- 鋼管柱(角・丸) L: 7m (付属品・基礎含む)
  - ハンドホール (H1-6 R2K-60)
- 注記) 点線機器・器具は既存品を示す



- 1、特記なき配線は下記とする
- EM-CEE 3.5' - 5C (E 31)
  - EM-CEE 3.5' - 5C (FEP 30)
  - 露出配管配線
  - 地中埋設管路
- 2、凡 例
- プルボックス (SS-250×250×100 WP)
  - 位置ボックス (丸 露出ボックス)
  - 壁貫通補修箇所
- 注記) 点線機器・器具は既存品を示す

既存動力操作盤 改造結線図



株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅取壊し工事(第1工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第184619号	電気切戻し図	縮尺 AI: 1/300 A3: 1/600	No. 2 1
設計 濱田 仁	愛知県建設部建築局公営住宅課		
製図	設計 平成26年 3月		